



# 男女共同参画センターの業務及び運営に関する 実態調査結果について (前半)

令和6年3月19日  
内閣府男女共同参画局

# 男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態調査

## 概要

- 調査1：男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態について
- 調査2：男女共同参画センター設置の検討状況、非設置の理由等について

## 【目的】

男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態を把握し、ガイドラインの内容の検討にいかすことを目的として実施。

※男女共同参画センターは、地方公共団体が条例等を制定し、自治事務として設置・運営している。

## 【調査時期】

令和5年12月22日（金）～令和6年1月31日（水）

## 【調査対象】

- 調査1：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和5年度）」において、「男女共同参画・女性のための総合的な施設」について「有」と回答した地方公共団体の男女共同参画センター（355センター）
- 調査2：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況調査（令和5年度）」において、「男女共同参画・女性のための総合的な施設」について「無」と回答した地方公共団体（1448団体）

## 【回答数】

- 調査1  
総回答数：331センター（回答率：93.2%）
- 調査2  
総回答数：1441団体（回答率：99.5%）

# 調査 1 : 男女共同参画センターの業務及び運営に関する実態について

## 【調査項目】

### 1. 男女共同参画センターの運営

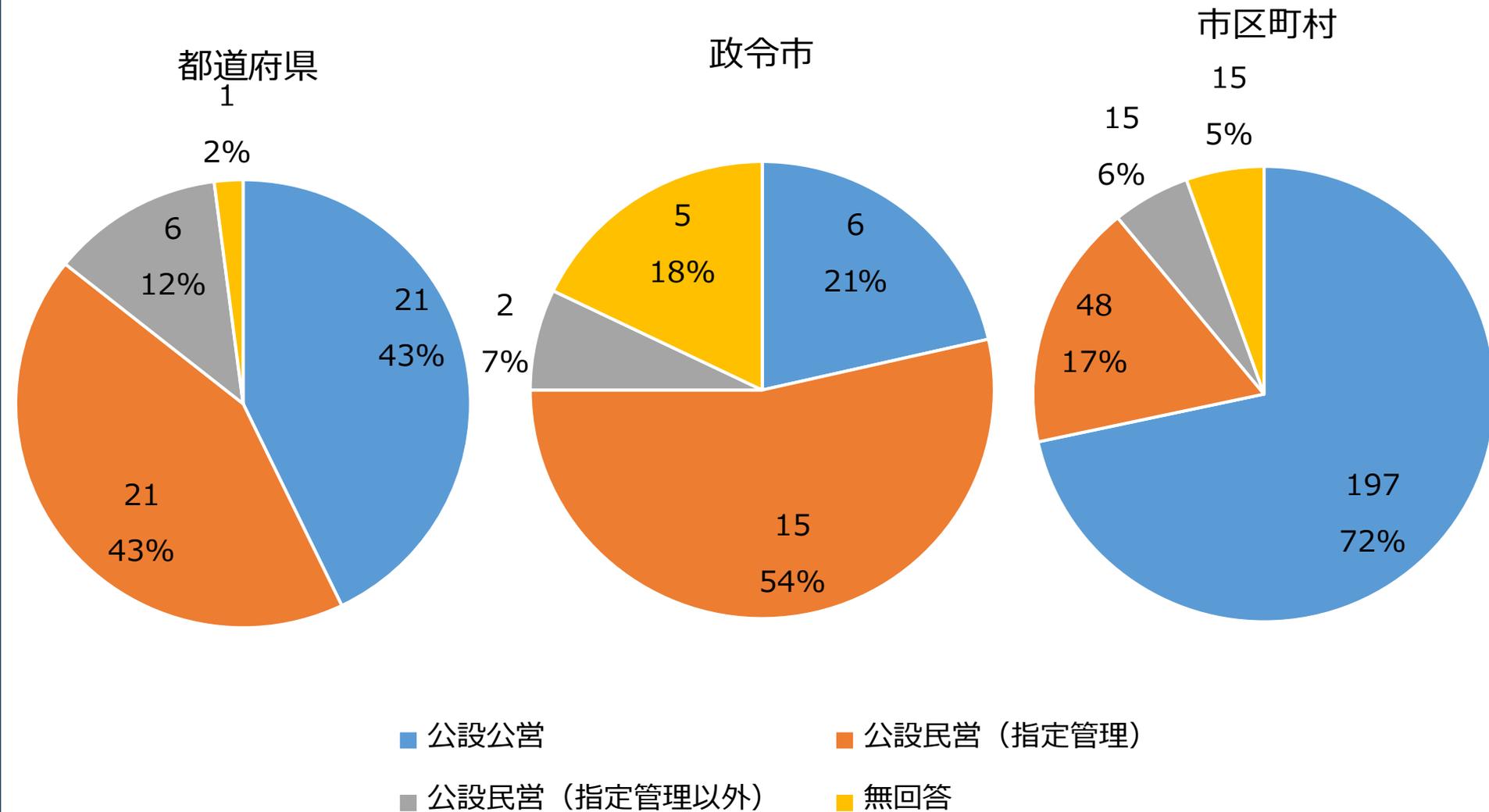
- (1) 運営体制（運営形態、職員数等、予算）
- (2) 職員の待遇（平均収入、超過勤務時間）
- (3) 人材育成・専門性の向上に関する取組（研修、研修以外による取組）
- (4) 業務のデジタル化（端末の配備、インターネット利用環境）
- (5) 施設的环境・利便性（面積等、交通アクセス、利便性）

### 2. 業務

- (1) 事業の対象者
- (2) 広報啓発（実施方法、テーマ）
- (3) 講座（実施方法、テーマ）
- (4) 相談  
(実施状況、相談員の配置、相談方法、相談マニュアル、個人情報取扱い、相談環境の整備、相談件数、相談員に対する研修、相談傾向を踏まえた取組)
- (5) 情報収集・提供（情報収集の対象、課題、図書資料の提供の場・方法、電子的な提供）
- (6) 関係機関との連携（連携先、関係機関との連携のための会議、登録団体の活動の支援）
- (7) 調査研究（実施状況、内容、従事する職員及びその職員の専門性、調査研究結果の活用方法、課題）
- (8) 苦情処理（苦情処理の体制、意見の内容、意見の受付方法、意見の件数、意見の事業等への反映）
- (9) 国際交流及び外国人住民を念頭に置いた体制  
(国際交流の実施状況、外国人住民の利用を想定した取組)
- (10) センターの利用者を増やすための取組

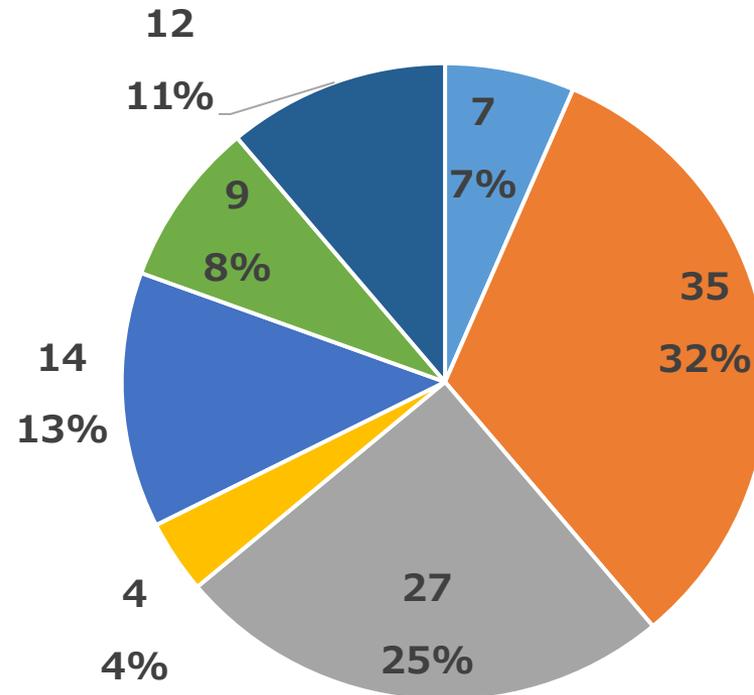
# 全国の男女共同参画センターの運営形態

○都道府県では公設公営と公設民営（指定管理）が各4割、政令市では公設民営（指定管理）が5割を占めている。市区町村では、7割が公設公営である。



# 全国の男女共同参画センターの運営主体

○公設公営以外の運営形態を採っているセンターの運営主体は公益法人が最も多く（約3割）、次いで特定非営利活動法人（約2割）、営利企業が多い（約1割）。2以上の団体による共同事業体がセンターを運営しているケースも存在（「その他」（1割未満））。



- 1. 一般社団法人又は一般財団法人
- 3. 特定非営利活動法人
- 5. 営利企業
- 7. その他

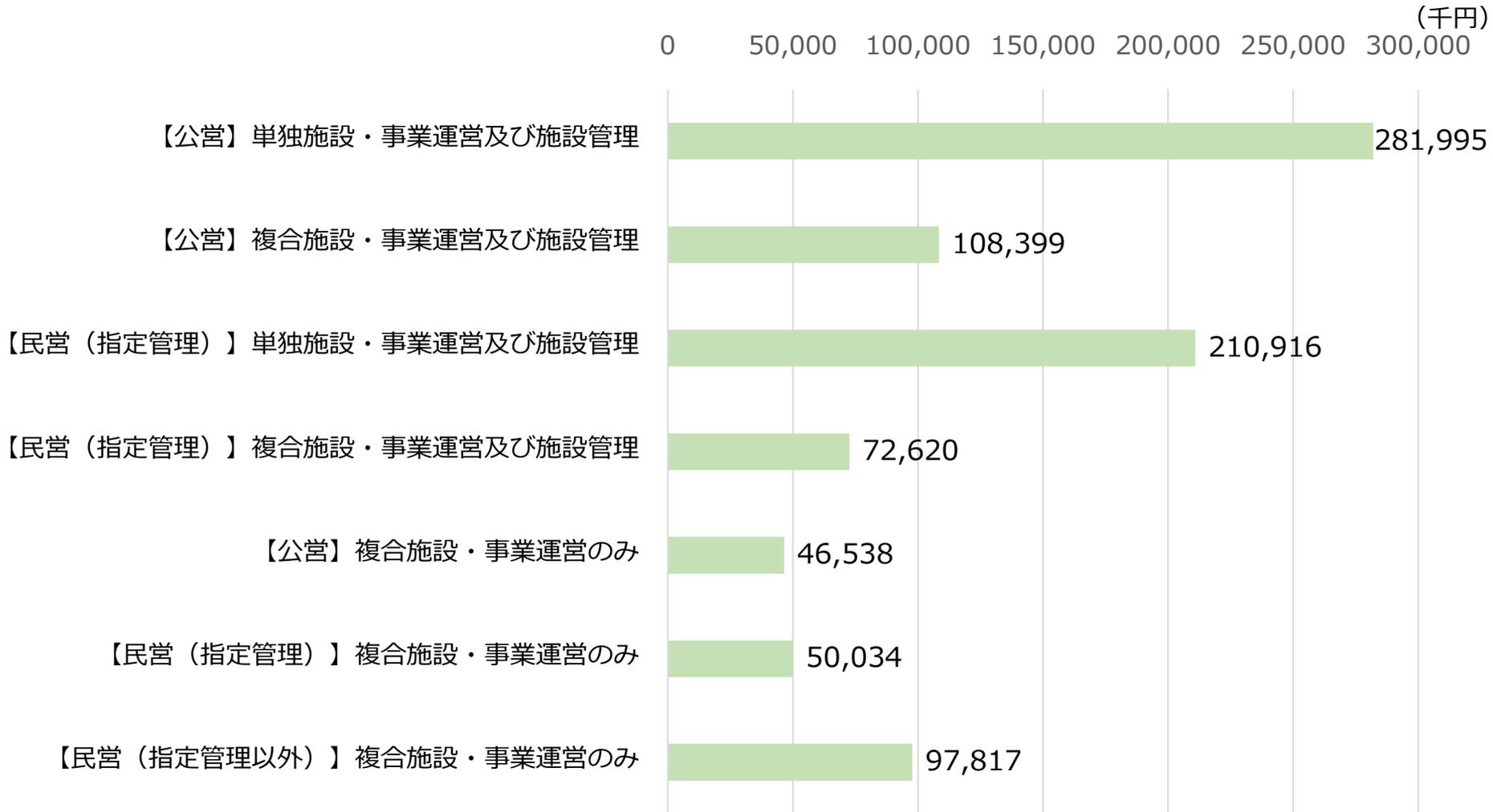
- 2. 公益社団法人又は公益財団法人
- 4. 社会福祉法人
- 6. 任意団体

# 全国の男女共同参画センターの総予算の平均金額 (都道府県、政令市、市区町村別)

	平均金額 (千円)
都道府県	102,704
政令市	120,894
市区町村	22,763

# 男女共同参画センターの総予算の平均金額（都道府県）

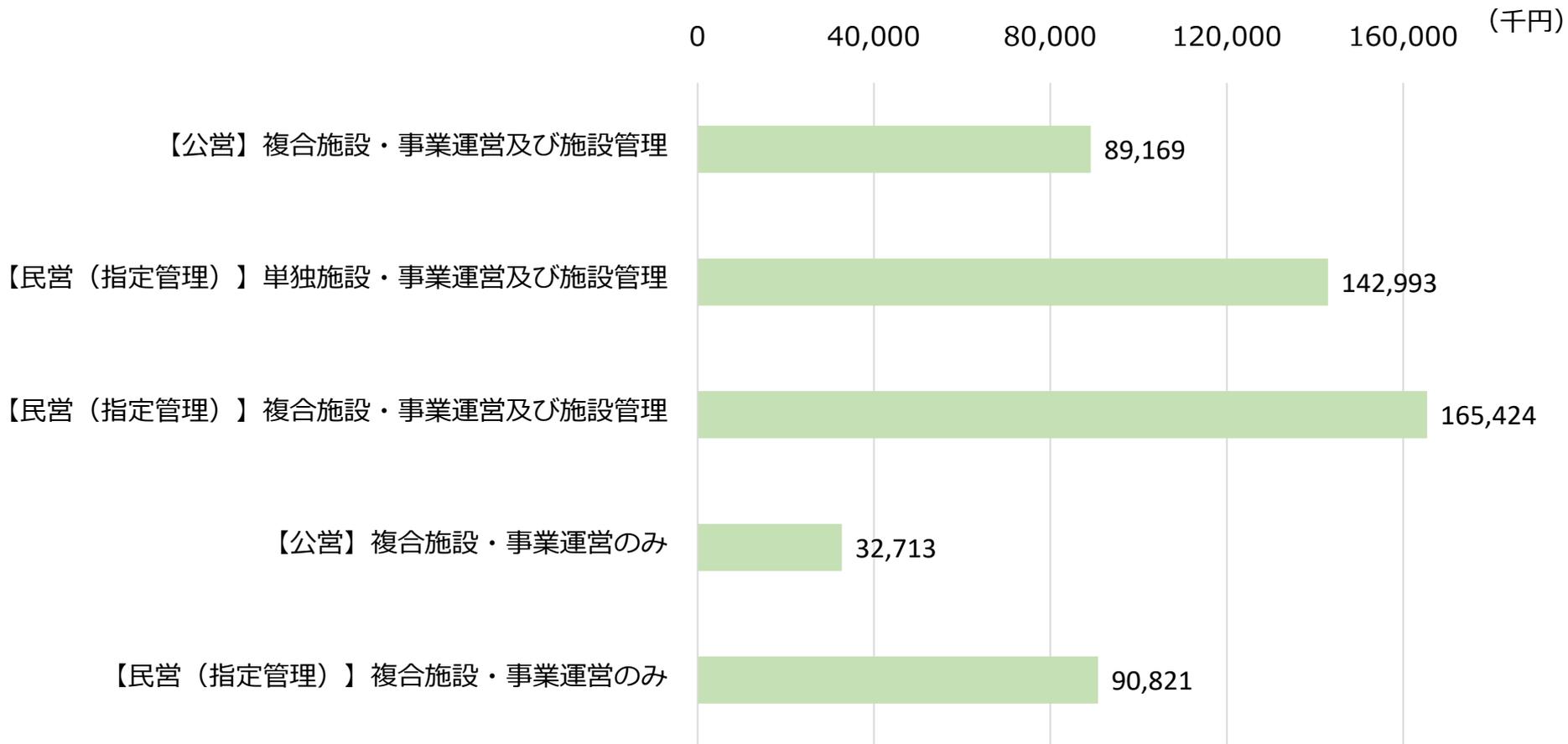
○事業運営と施設管理を行っているセンターの総予算額が高い傾向にある。



※「【民営（指定管理以外）】・複合施設・事業運営及び施設管理」は1箇所であるため平均金額を算出していません。

# 男女共同参画センターの総予算の平均金額（政令市）

○事業運営と施設管理を行っているセンターの総予算額が高い傾向にある。



※【公営】においては単独施設は0箇所。

「【民営（指定管理）】単独施設・業運営のみ」は0箇所。

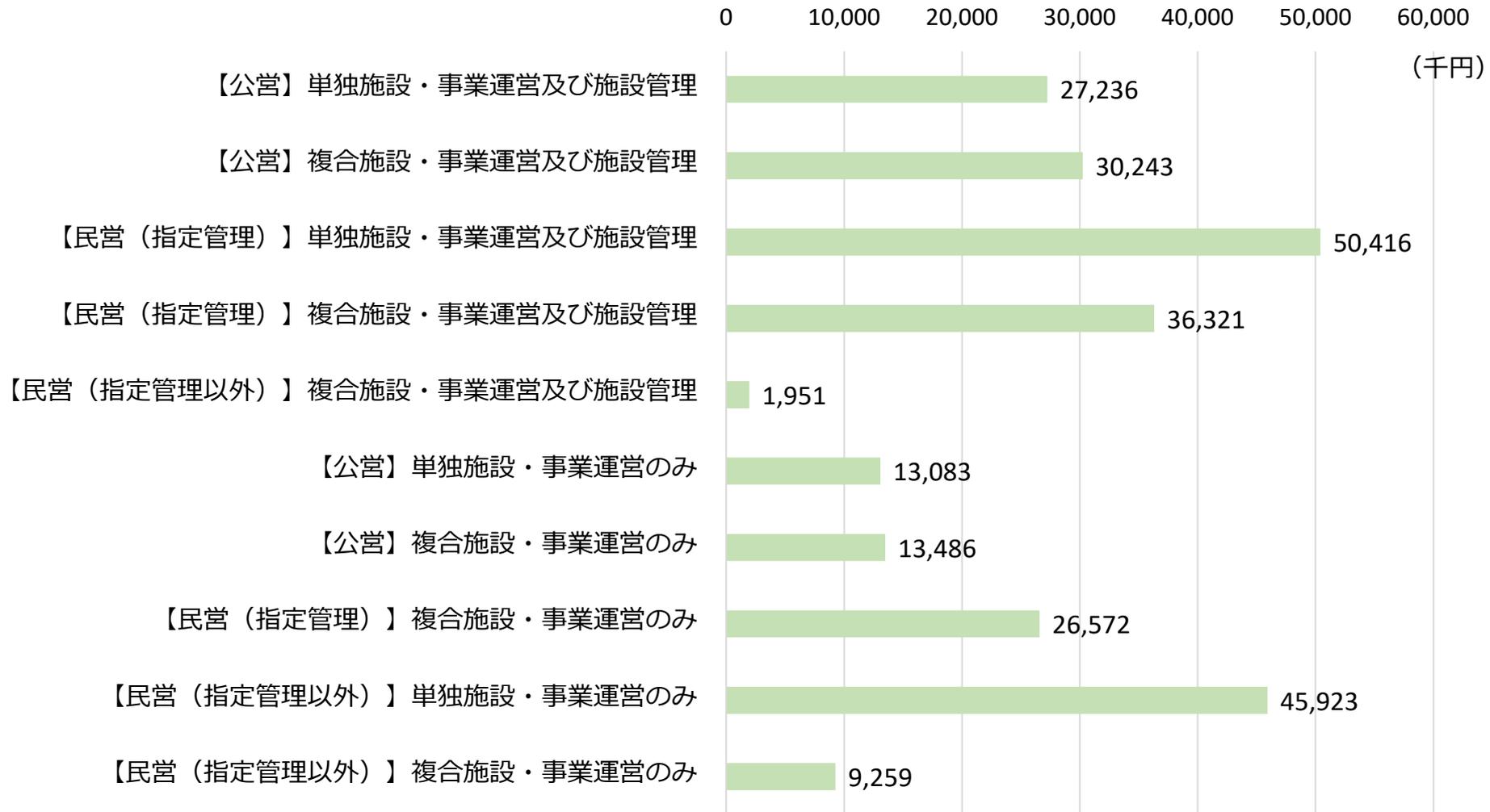
「【民営（指定管理以外）】・単独施設・事業運営及び施設管理」、「【民営（指定管理以外）】・単独施設・事業運営のみ」、

「【民営（指定管理以外）】複合施設・事業運営及び施設管理」は0箇所。

「【民営（指定管理以外）】・複合施設・事業運営のみ」1箇所であるため平均金額を算出していない。

# 男女共同参画センターの総予算の平均金額（市区町村）

○事業運営と施設管理を行っているセンターの総予算額が高い傾向にある。



※「【民営（指定管理）】単独施設・事業運営のみ」、「【民営（指定管理以外）】単独施設・事業運営及び施設管理」は0箇所。

## 職員の配置状況（都道府県）

○都道府県のセンターの職員数は総計667人（女性514人、相談員177人）。

都道府県		常勤・無期雇用	常勤・有期雇用	非常勤・無期雇用	非常勤・有期雇用	計
管理職	小計	55	25	3	13	96
	内、女性	35	12	1	9	57
	内、相談員	0	0	0	0	0
非管理職	小計	146	146	21	258	571
	内、女性	92	111	19	235	457
	内、相談員	4	17	5	151	177
職員総数	総計	201	171	24	271	667
	内、女性	127	123	20	244	514
	内、相談員	4	17	5	151	177
		常勤 計 372人		非常勤 計 295人		

※非常勤職員から常勤職員に転換した者は16人。

# 職員の配置状況（政令市）

○政令市のセンターの職員数は総計425人（女性348人、相談員71人）。

政令市		常勤・無期雇用	常勤・有期雇用	非常勤・無期雇用	非常勤・有期雇用	計
管理職	小計	33	9	1	4	47
	内、女性	28	7	1	4	40
	内、相談員	1	0	1	0	2
非管理職	小計	99	79	46	154	378
	内、女性	74	70	37	127	308
	内、相談員	7	8	11	43	69
職員総数	総計	132	88	47	158	425
	内、女性	102	77	38	131	348
	内、相談員	8	8	12	43	71
		常勤 220人		非常勤 205人		

※非常勤職員から常勤職員に転換した者は11人。

## 職員の配置状況（市区町村）

○市区町村のセンターの職員数は総計2,037人（女性1,528人、相談員343人）。

市区町村		常勤・無期雇用	常勤・有期雇用	非常勤・無期雇用	非常勤・有期雇用	計
管理職	小計	249	211	24	5	489
	内、女性	153	127	18	3	301
	内、相談員	9	6	3	0	18
非管理職	小計	484	224	47	793	1548
	内、女性	321	191	43	672	1227
	内、相談員	22	49	21	233	325
職員総数	総計	733	435	71	798	2037
	内、女性	474	318	61	675	1528
	内、相談員	31	55	24	233	343
		常勤 1168人		非常勤 869人		

※非常勤職員から常勤職員に転換した者は40人。

## 職員の兼務状況

- センター以外の職務を兼務する職員が  
都道府県で【管理職】22/96人(22.9%)、【非管理職】66/571人(11.5%)  
政令市で【管理職】9/47(19.1%)、【非管理職】23/378人(6.1%)  
市区町村で【管理職】158/489(32.3%)、【非管理職】392/1548人(25.3%)  
存在。  
管理職においては約2～3割、非管理職においては約1～2割がセンター以外の職務を兼務している。

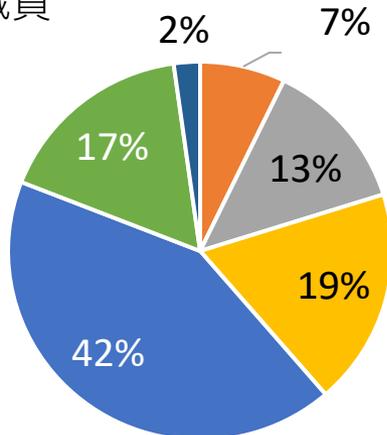
	管理職の内、他の職務を兼務している者	非管理職の内、他の職務を兼務している者
都道府県	22	66
政令市	9	23
市区町村	158	392
計	189	481

# 職員の年齢層

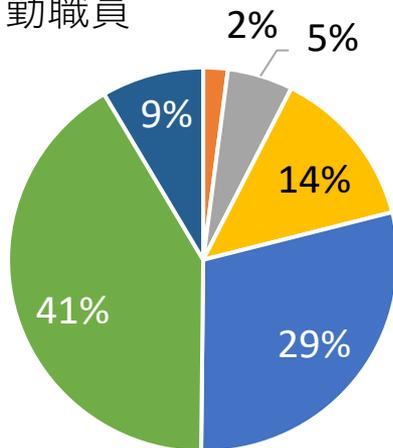
○常勤職員においては50代が最も多く、非常勤職員においては60代が多い。  
非常勤職員においては70代以上の職員も1割程度存在。

## 都道府県

常勤職員

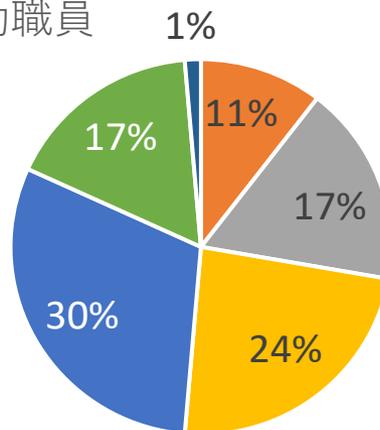


非常勤職員

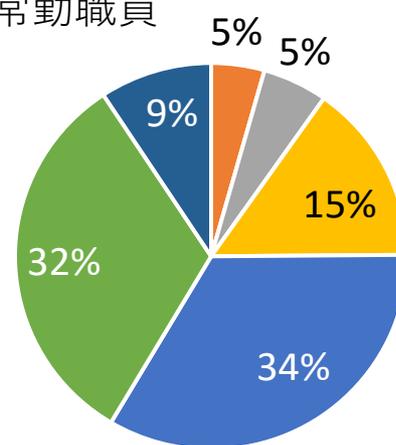


## 政令市

常勤職員

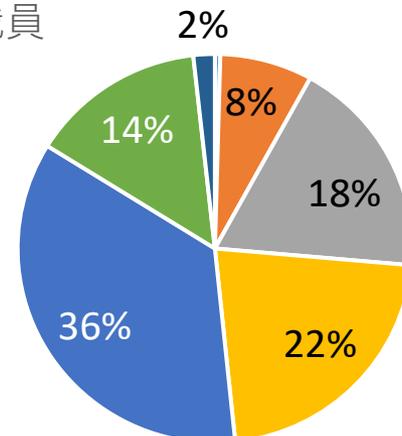


非常勤職員

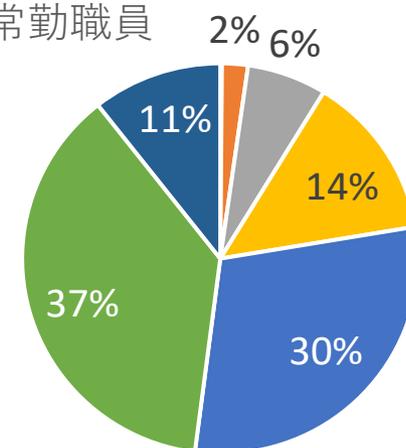


## 市区町村

常勤職員



非常勤職員



■ 10代 ■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代 ■ 60代 ■ 70代以上

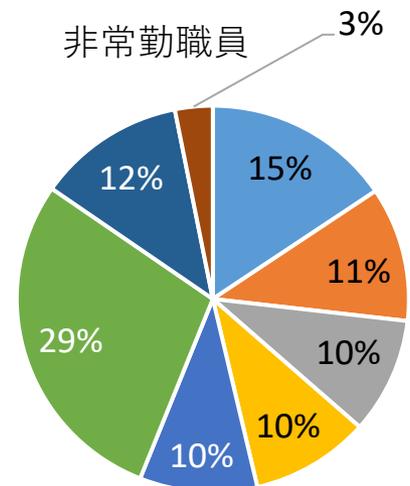
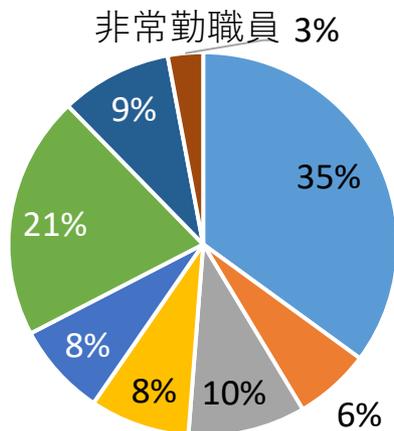
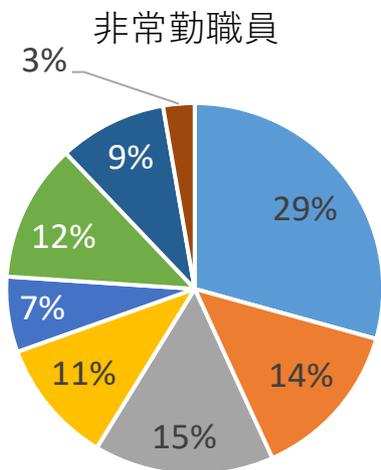
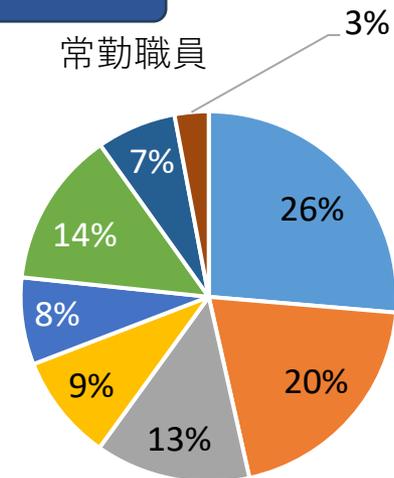
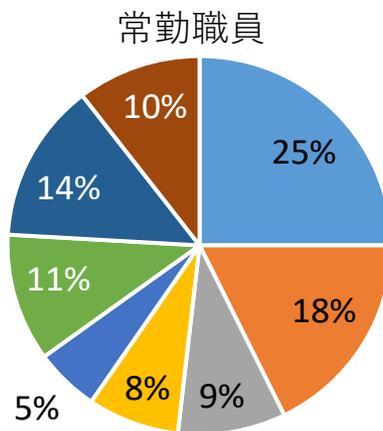
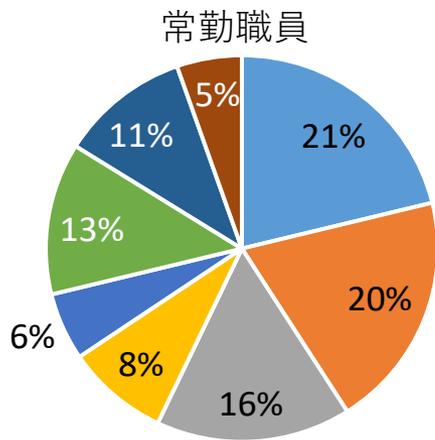
# 職員の勤続年数

- 常勤職員では、勤続2年未満の職員が約4割を占める。
- 非常勤職員においては、都道府県、政令市では勤続1年未満の職員が多い。市区町村では勤続5年以上10年未満の職員が約3割を占めており、政令市においても約2割を占めている。

## 都道府県

## 政令市

## 市区町村



- 1年未満
- 1年以上2年未満
- 2年以上3年未満
- 3年以上4年未満
- 4年以上5年未満
- 5年以上10年未満
- 10年以上20年未満
- 20年以上

# センターでの業務に関する専門資格を保有する職員数

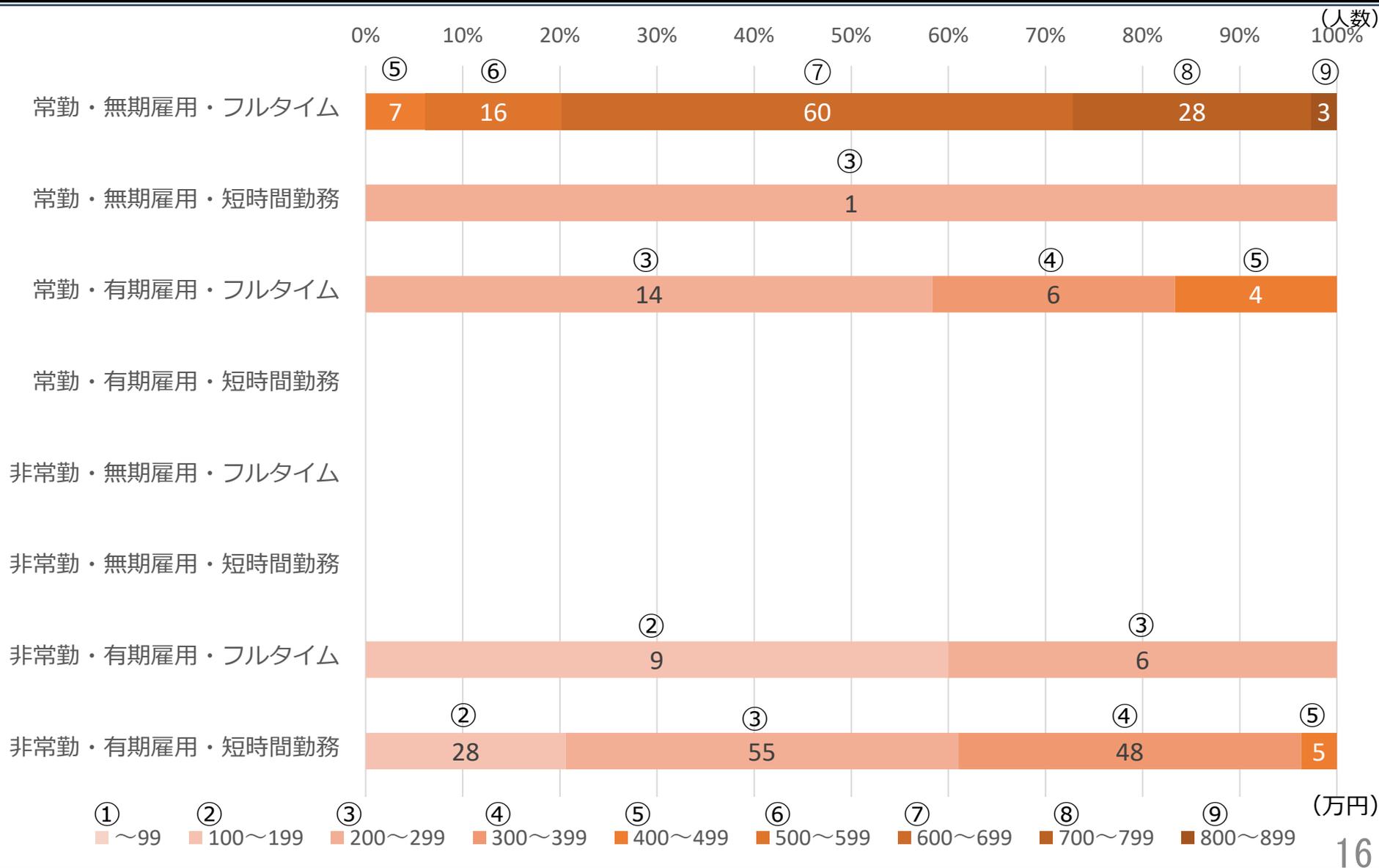
○教員、キャリアコンサルタント、保育士、図書館司書、産業カウンセラー、公認心理師、社会福祉士、社会福祉主事の資格保有者が多い。

専門資格	都道府県（人）		政令市（人）		市区町村（人）		計（人）
	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員	常勤職員	非常勤職員	
公認心理師	3	16	2	20	4	23	68
臨床心理士	0	10	0	7	2	7	26
認定心理士	2	4	2	2	5	6	21
精神保健福祉士	1	10	1	6	4	19	41
社会福祉士	3	18	5	6	10	25	67
社会福祉主事	10	4	7	2	25	13	61
教員免許	28	25	21	13	61	60	208
保育士	10	12	3	7	28	35	95
図書館司書	19	14	6	11	17	17	84
保健師	1	2	0	3	8	2	16
医師	0	0	0	0	0	1	1
看護師	1	5	0	3	3	11	23
助産師	0	0	0	1	2	0	3
キャリアコンサルタント	7	11	15	8	14	31	86
産業カウンセラー	7	19	4	4	13	29	76
社会保険労務士	0	2	0	1	1	1	5
税理士	0	0	0	0	0	1	1
弁護士	0	0	0	0	0	0	0
ITパスポート等情報処理関係資格	5	5	4	1	10	2	27
その他	6	11	5	6	14	23	65

※「その他」：介護支援専門員、介護福祉士、消費生活専門相談員、防災士、社会教育士、学芸員、社会調査士、行政書士、認定カウンセラー、心理カウンセラー、ファイナンシャルプランナー、児童福祉士 等。

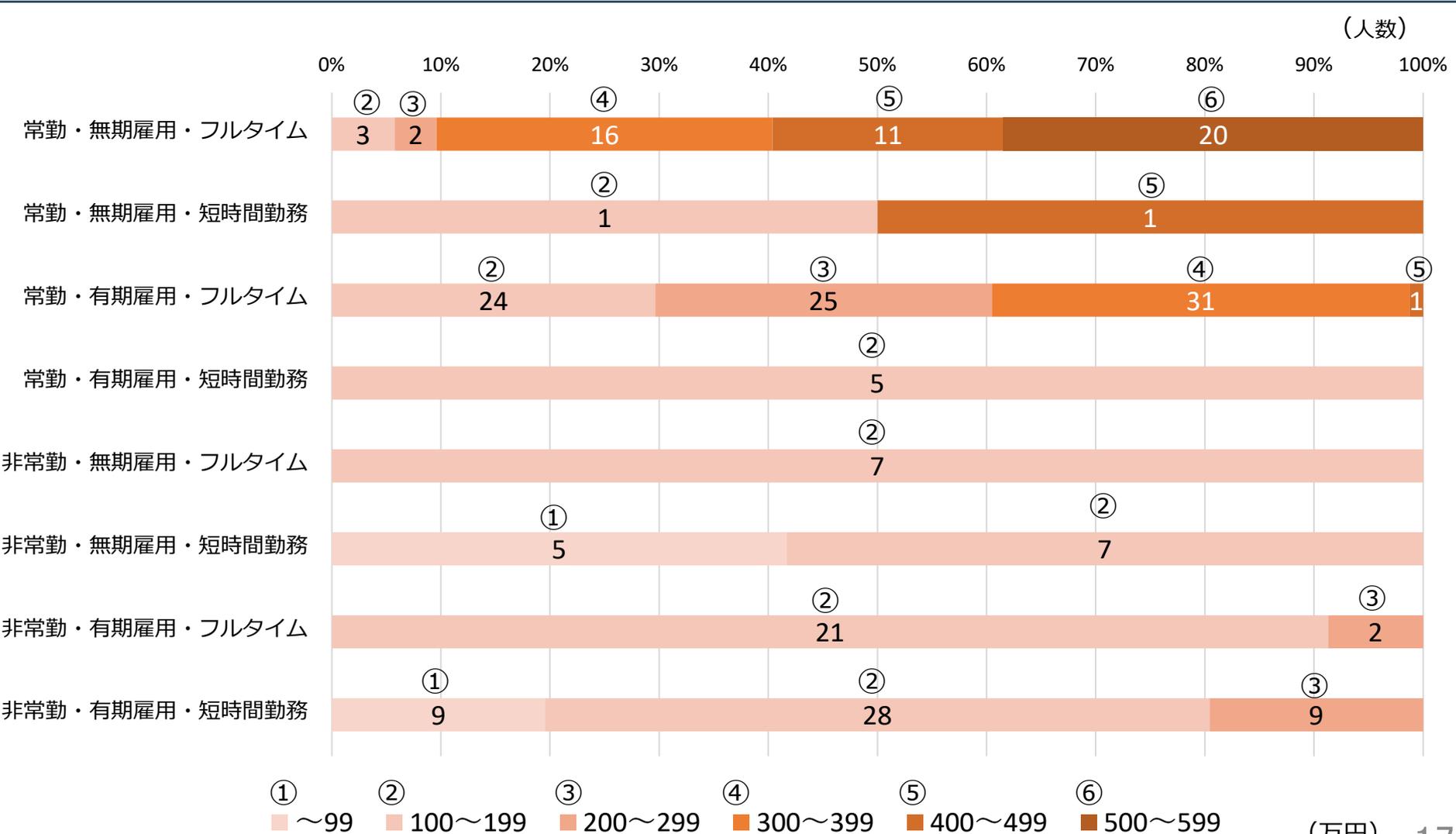
# 都道府県（公設公営）のセンター職員の報酬（令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイム勤務では600万円以上700万円未満が多く、常勤・有期雇用・フルタイム勤務では200万円以上300万円未満が多い。非常勤・有期雇用・フルタイム勤務では100万円以上200万円未満が多い。



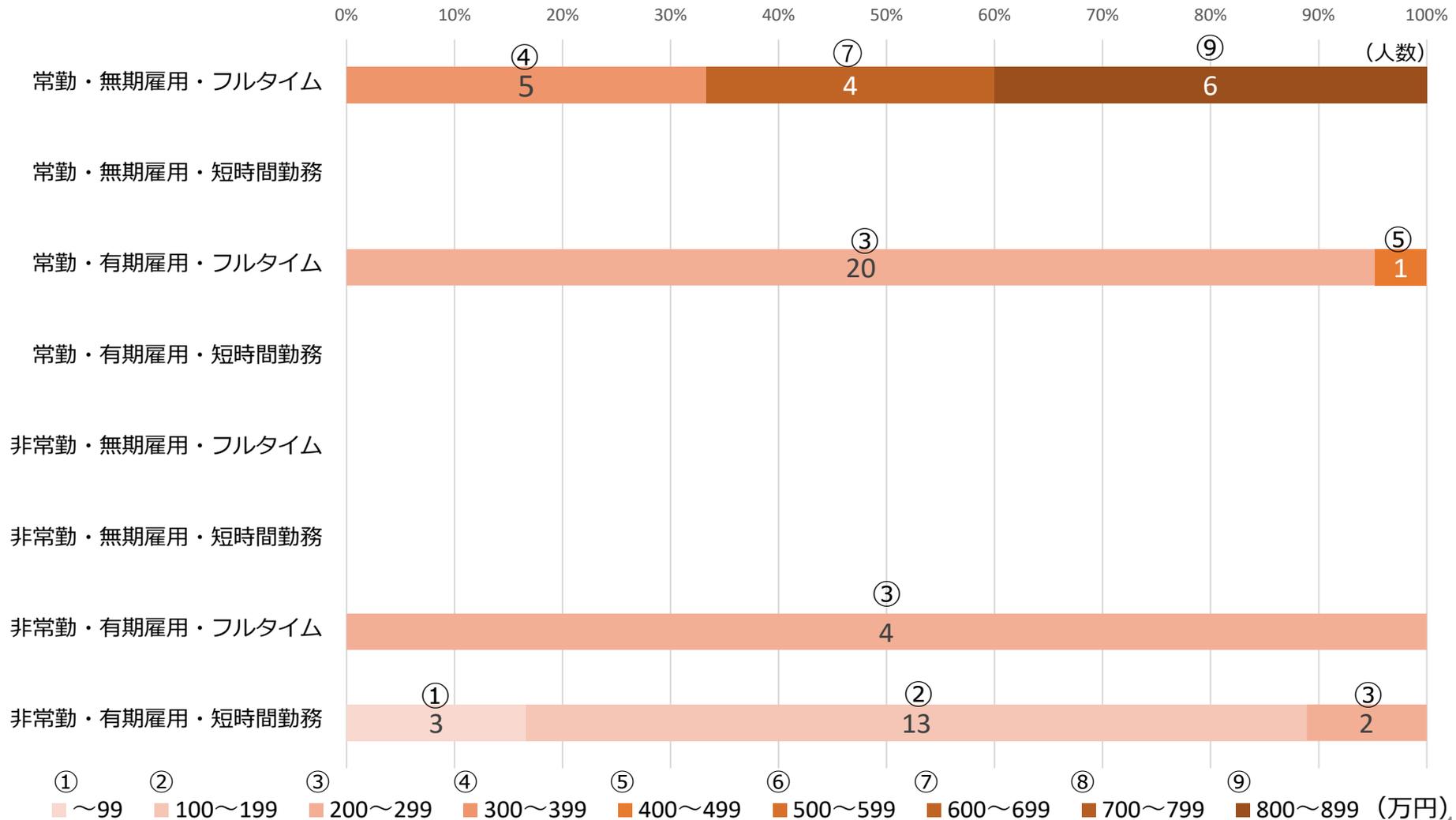
# 都道府県（公設民営（指定管理））のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイム勤務では500万円以上600万円未満が多い。  
非常勤においては、無期雇用・フルタイム勤務で100万円以上200万円未満であり、同有期雇用のフルタイム勤務では100万円以上200万円未満が多い。



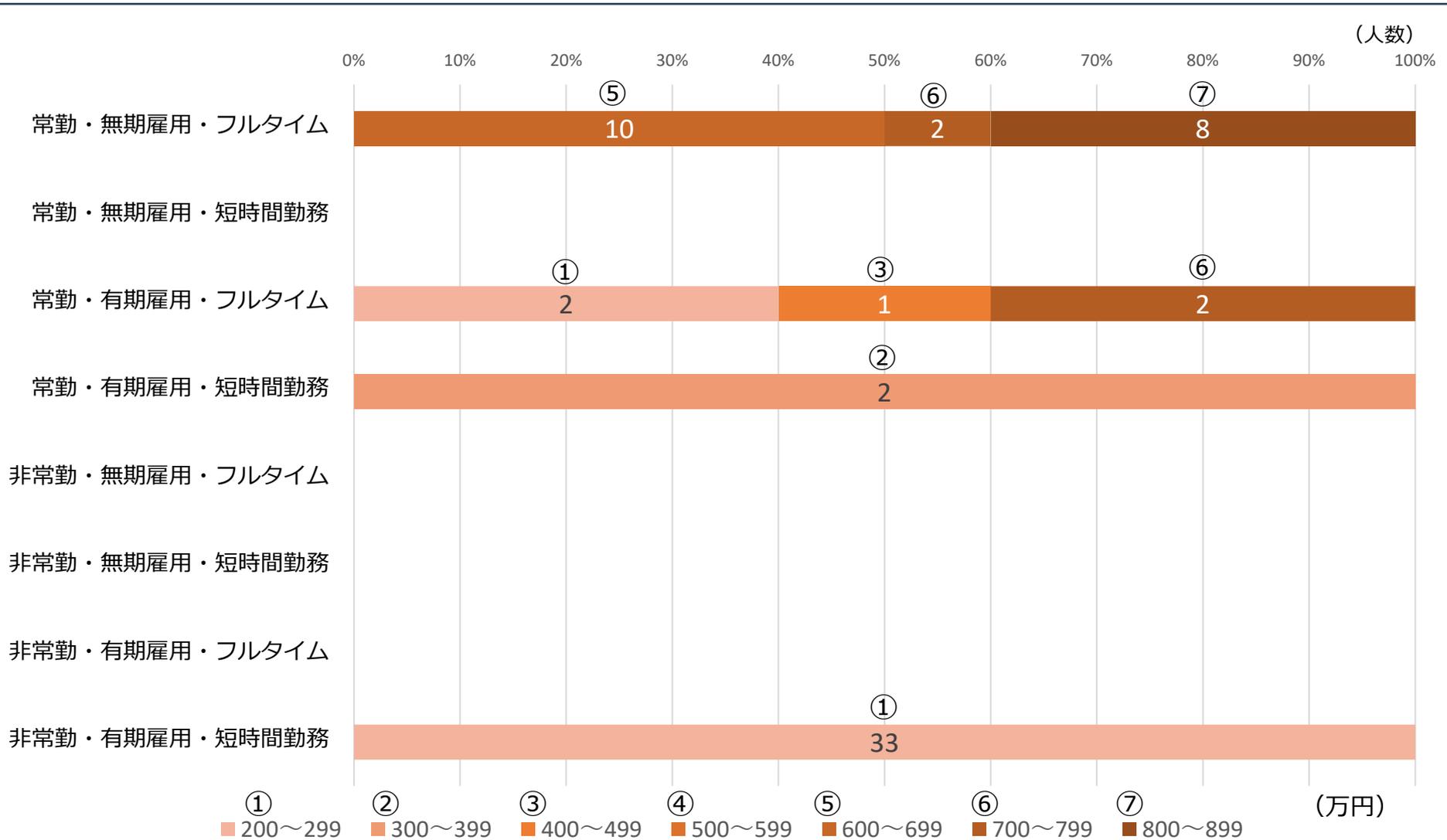
# 都道府県（公設民営（指定管理以外））のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイムにおいては800万円以上900万円未満が多く、同有期雇用・フルタイム勤務では200万円以上300万円未満が多い。非常勤においては有期雇用・フルタイム勤務で200万円以上300万円未満となっている。



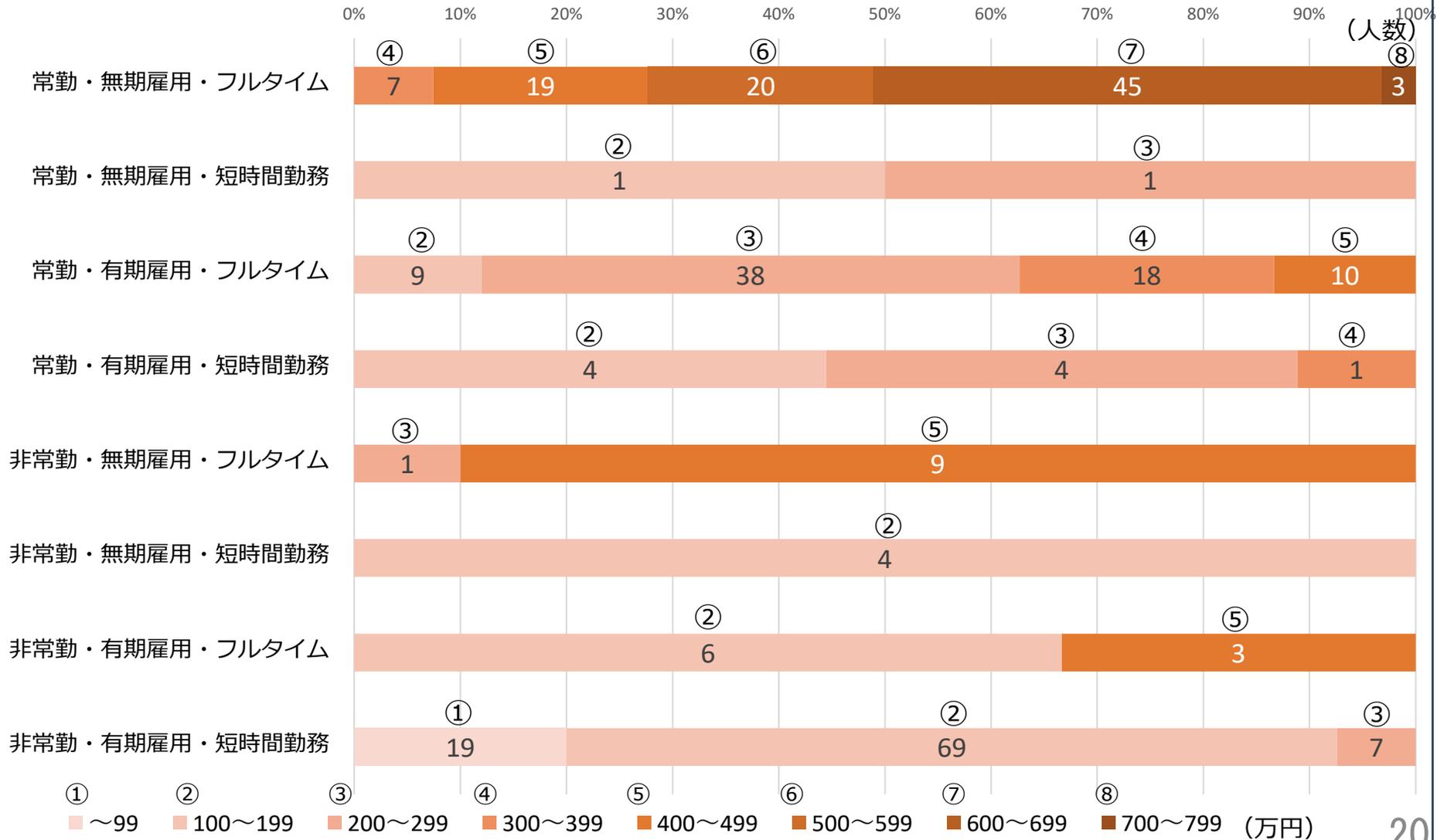
# 政令市（公設公営）のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイム勤務においては600万円以上700万円未満と800万円以上900万円未満が多い。



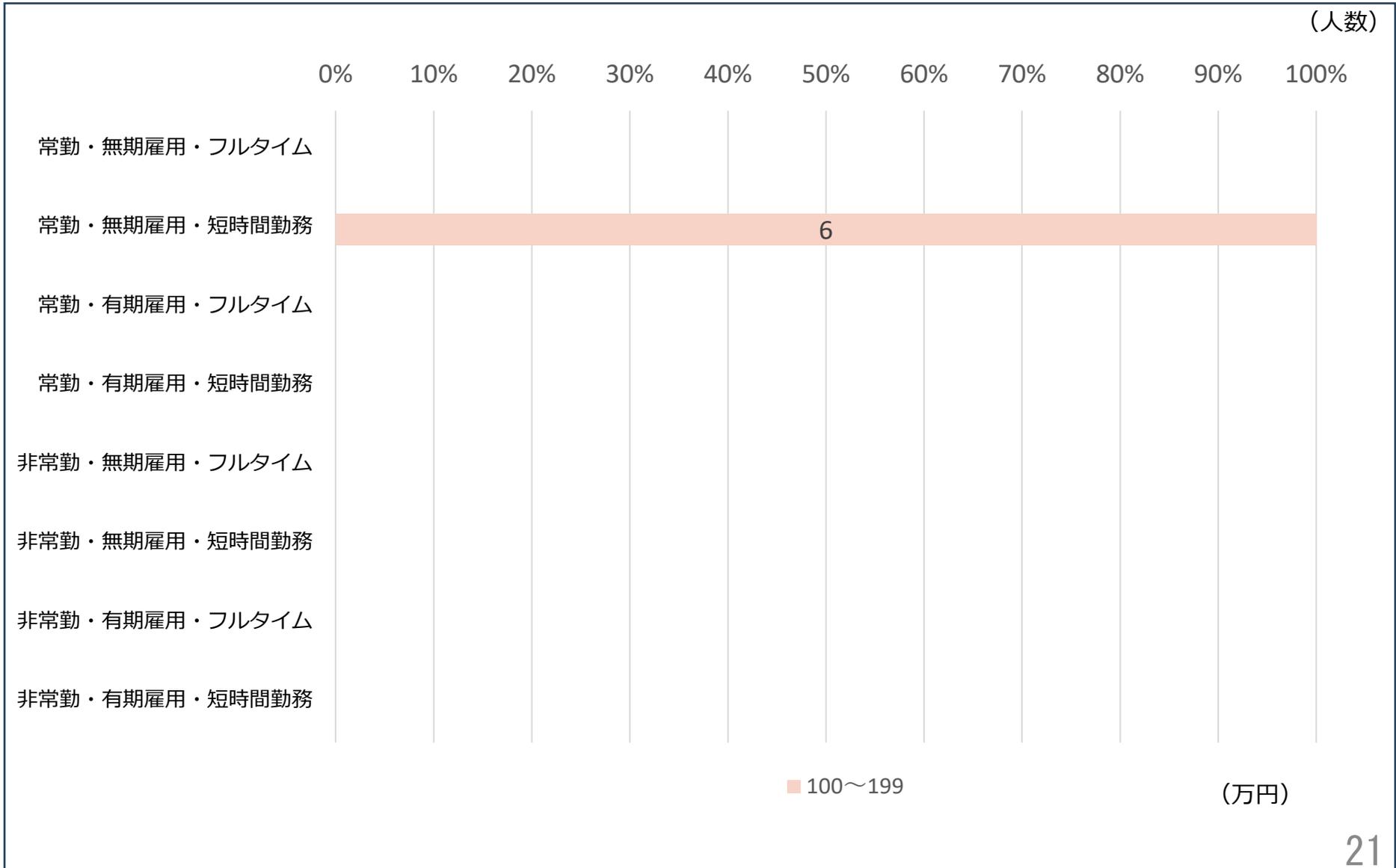
# 政令市（公設民営（指定管理））のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイム勤務では600万円以上700万円未満が多い。非常勤・無期雇用・フルタイム勤務では400万円以上500万円未満が多く、非常勤・無期雇用・短時間勤務、非常勤・有期雇用・フルタイム勤務、非常勤・有期雇用・短時間勤務において100万円以上200万円未満が多い。



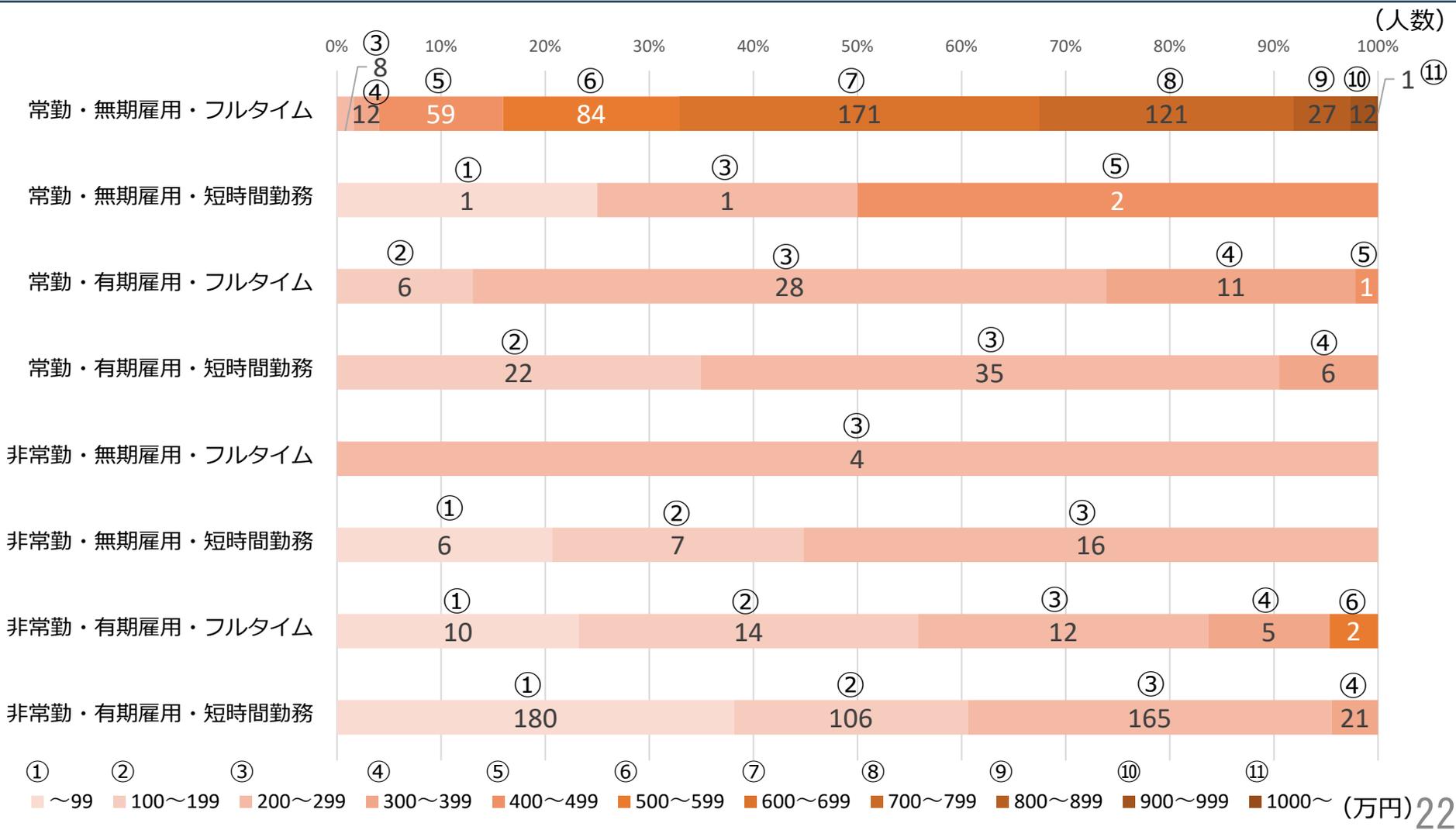
# 政令市（公設民営（指定管理以外））のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・短時間勤務における平均金額は100万円以上200万円未満である。



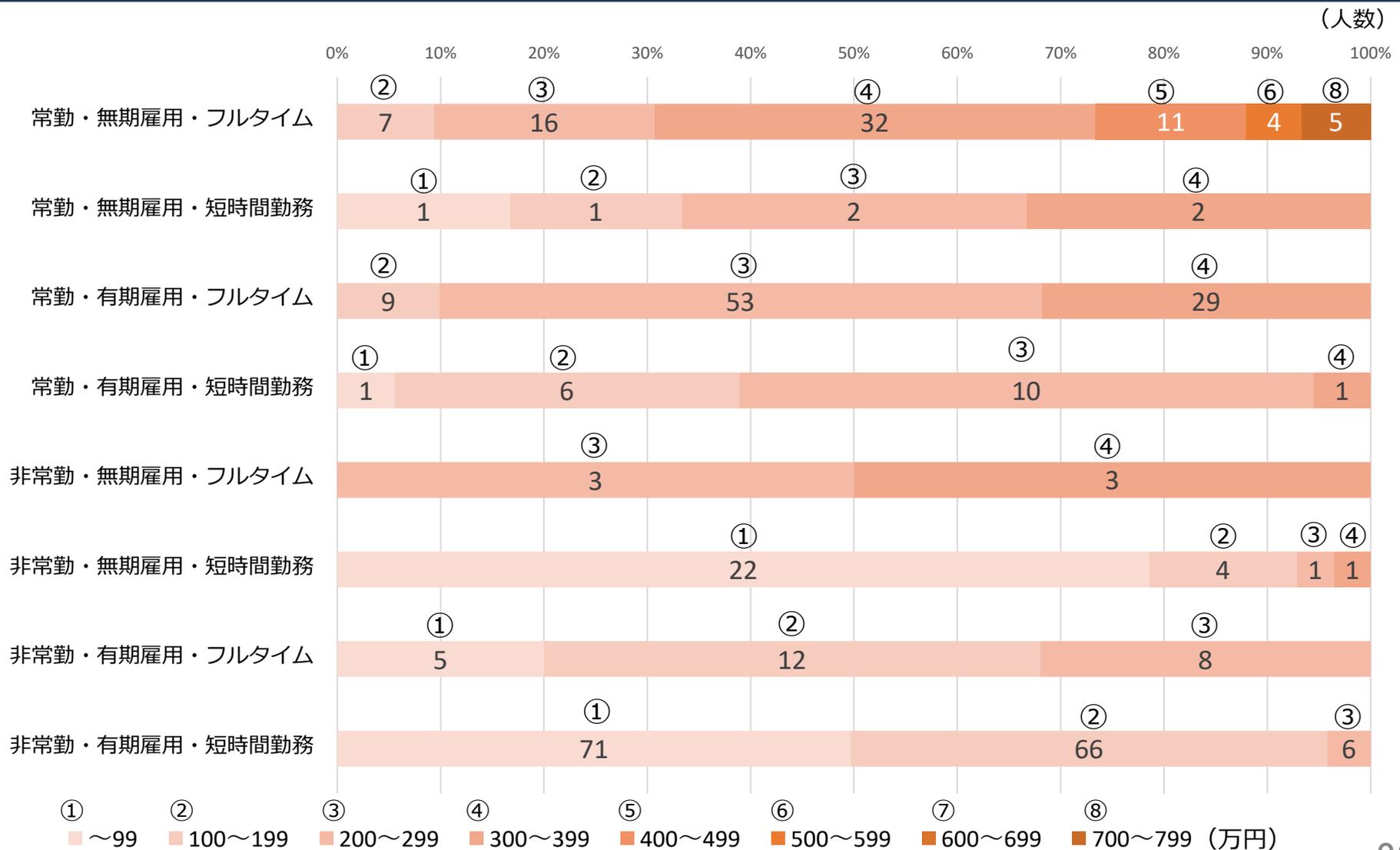
# 市区町村（公設公営）のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイムでは600万円以上700万円未満が多く、同有期雇用・フルタイム勤務では200万円以上300万円未満が多い。非常勤・有期雇用・フルタイム勤務においては100万円以上200万円未満が多い。



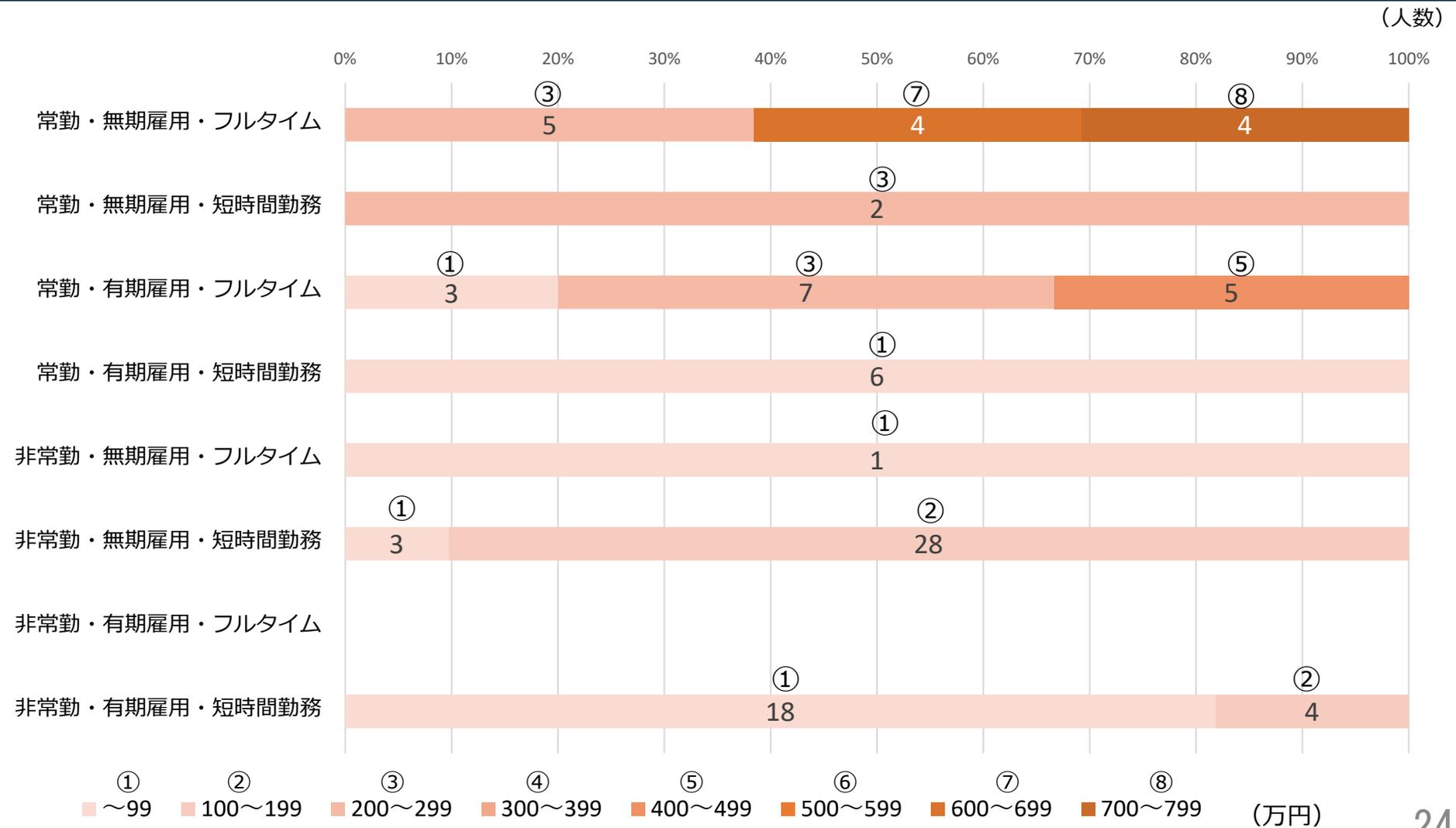
# 市区町村（公設民営（指定管理））のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイム勤務においては300万円以上400万円未満が多く、非常勤・有期雇用・短時間勤務では100万円未満が多い。



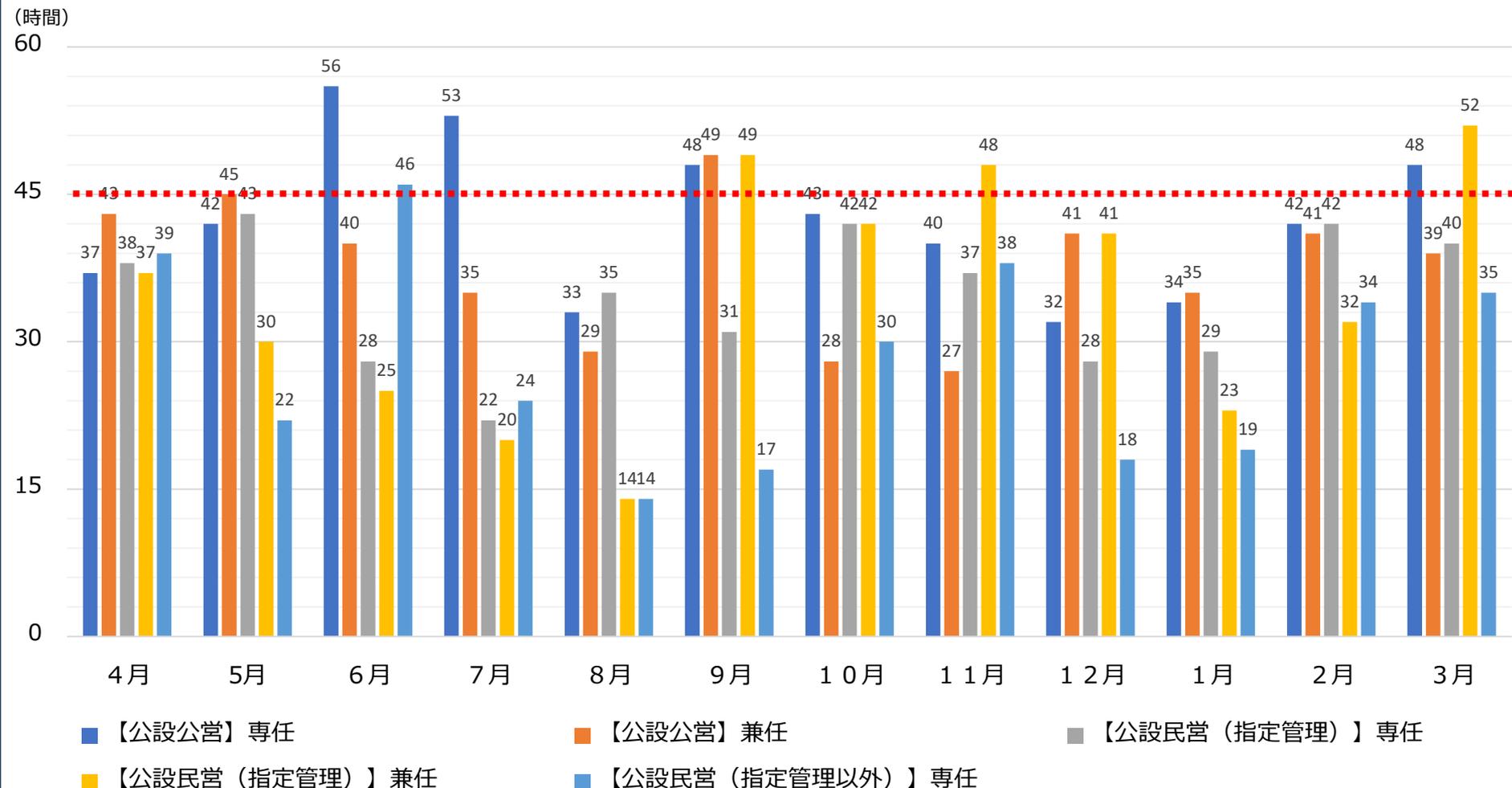
# 市区町村（公設民営（指定管理以外））のセンター職員の報酬 （令和4年度の平均総支給額）

○常勤・無期雇用・フルタイムにおいては200万円以上300万円未満が多い。  
非常勤・有期雇用・短時間勤務では100万円未満が多い。



# 都道府県のセンターの超過勤務時間の状況

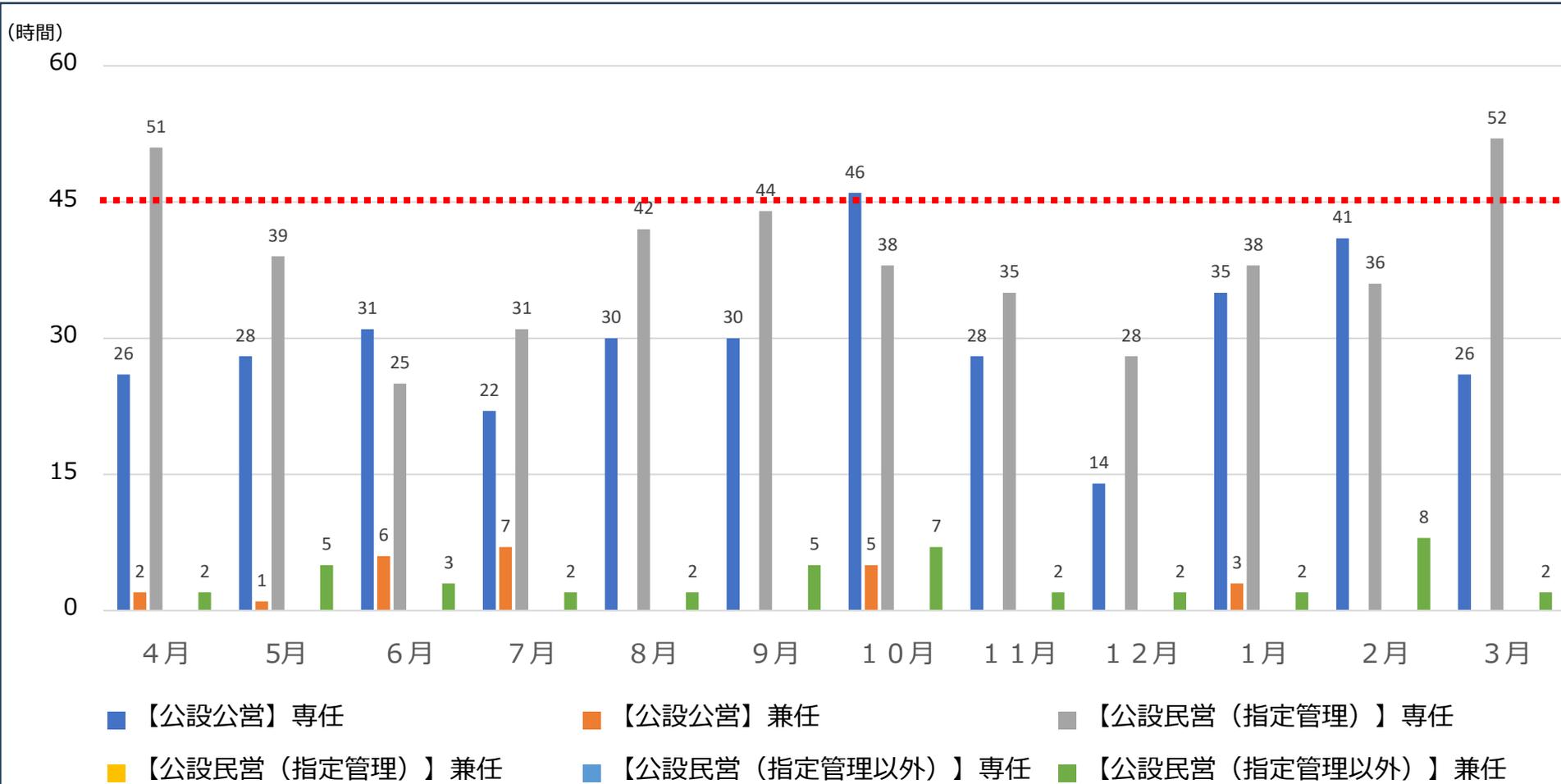
○令和4年度における男女共同参画センター職員の超過勤務時間について、月の超過勤務時間が最も多かった管理職以外の職員の超過勤務時間を各月について調べたところ、令和4年度の一人当たり超過勤務時間数の最大値は、公設公営のセンターの専任職員で56時間。



※公設民営（指定管理以外）の兼任職員では該当なし

# 政令市のセンターの超過勤務時間の状況

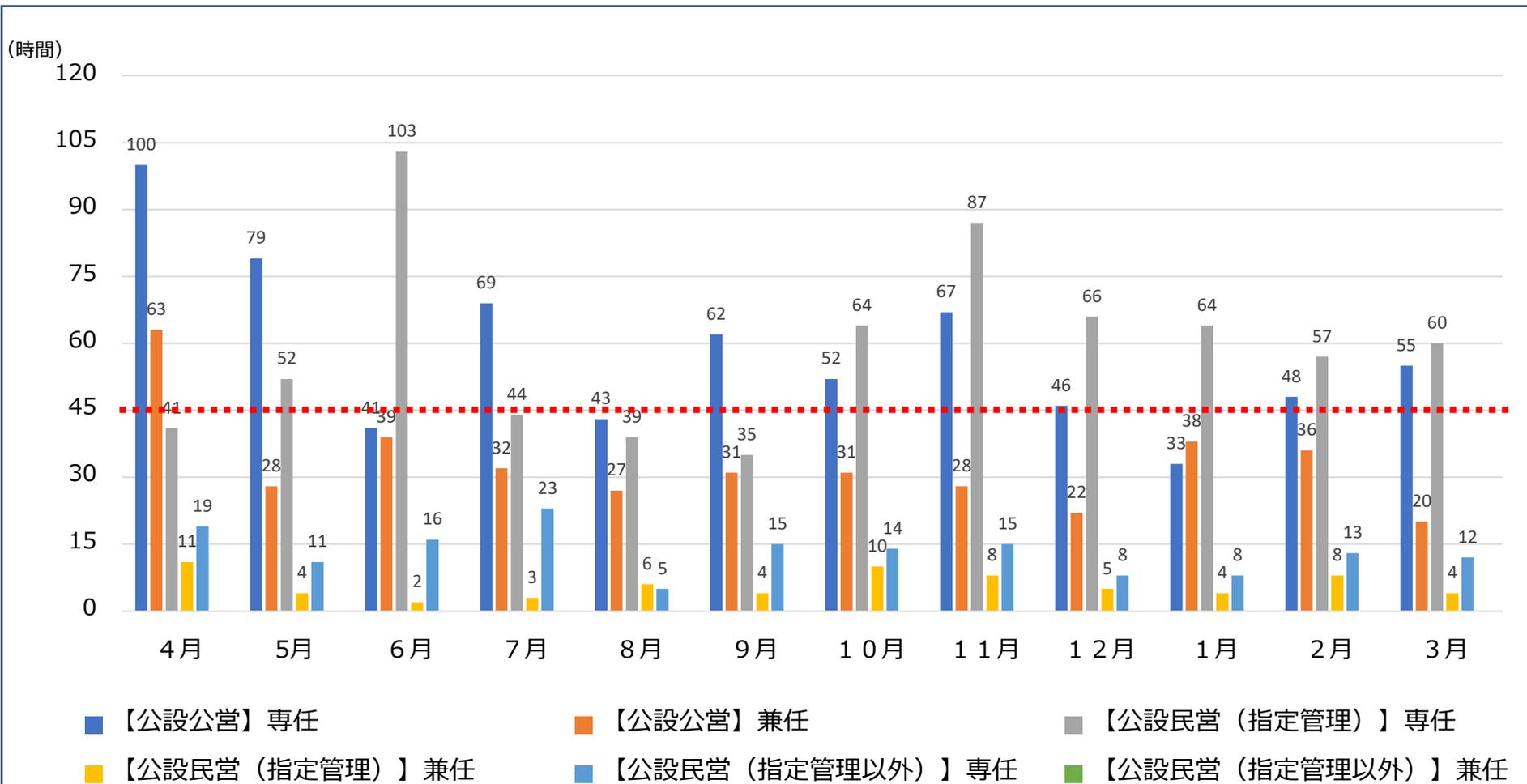
○令和4年度における男女共同参画センター職員の超過勤務時間について、月の超過勤務時間が最も多かった管理職以外の職員の超過勤務時間を各月について調べたところ、令和4年度の各月の一人当たり超過勤務時間数の最大値は、公設民営（指定管理）のセンターの専任職員で52時間。



※公設民営（指定管理）の兼任職員と公設民営（指定管理以外）の専任職員では該当なし

# 市区町村のセンターの超過勤務時間の状況

○令和4年度における男女共同参画センター職員の超過勤務時間について、月の超過勤務時間が最も多かった管理職以外の職員の超過勤務時間を各月について調べたところ、令和4年度の各月の一人当たり超過勤務時間数の最大値は、公設民営（指定管理）のセンターの専任職員で103時間。

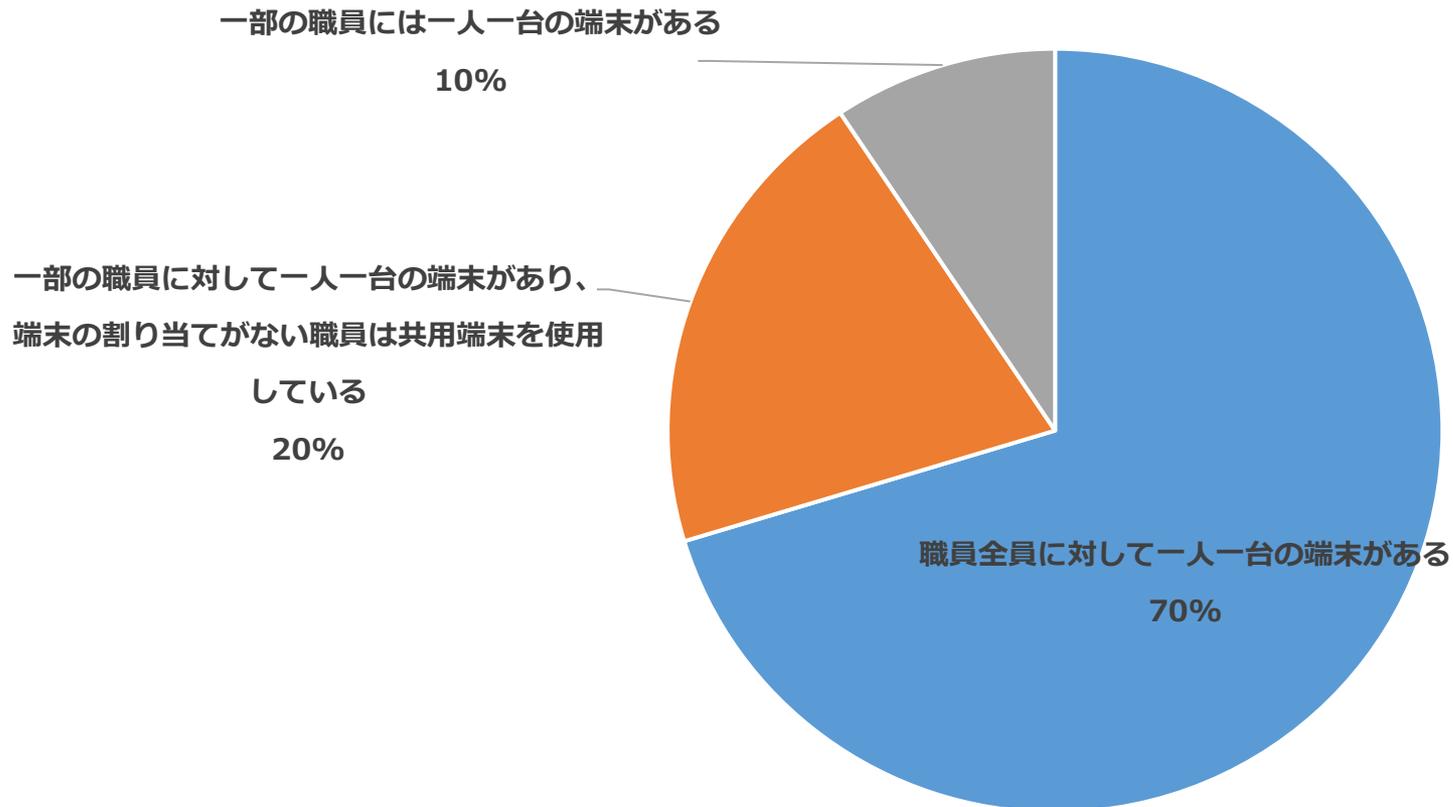


※公設民営（指定管理以外）の兼任職員では該当なし

# 業務のデジタル化

○ 7割のセンターにおいて、職員全員に対して1人1台の端末を配備している。

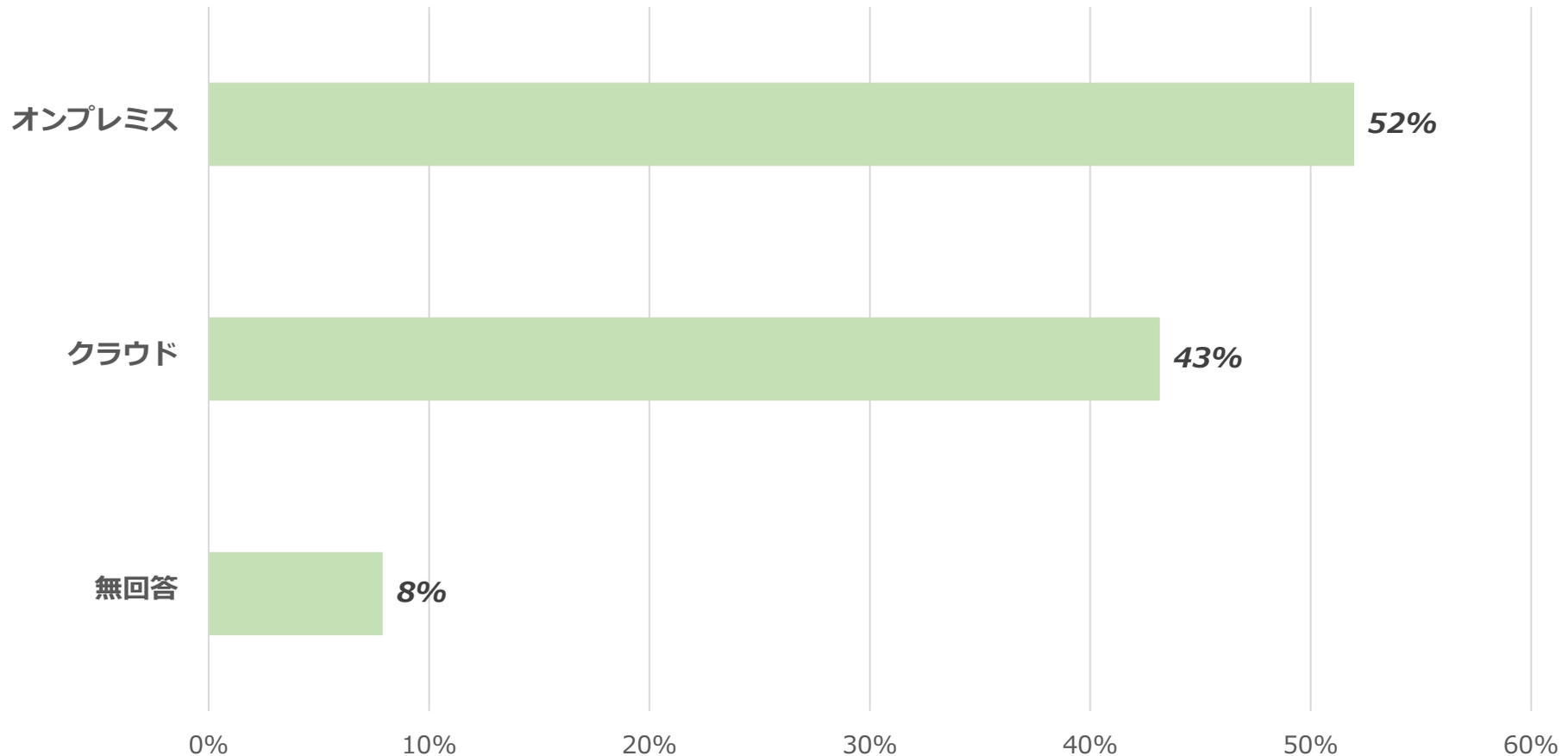
Q : 男女共同参画センターの職員が業務に使用しているデジタル端末（パソコンやタブレット等）について、当てはまるものを選択してください。



# 業務のデジタル化

○オンプレミス（自社運用）が約半数を占める。

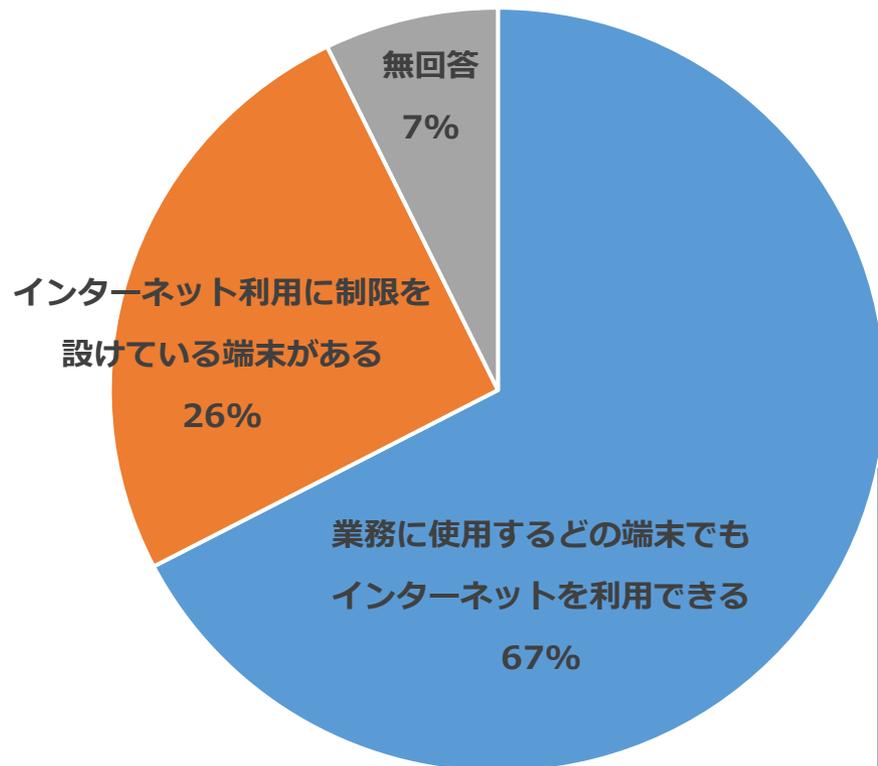
Q：男女共同参画センターの職員が業務に使用しているデジタル端末の種別について、当てはまるものを全て選択してください。



# センター内のインターネット環境

○約2割のセンターにおいて、インターネット利用に制限をかけている端末がある。

Q：男女共同参画センターの職員が業務に使用しているデジタル端末のインターネット利用環境について、当てはまるものを選択してください。



【インターネット利用に制限を設けている理由】

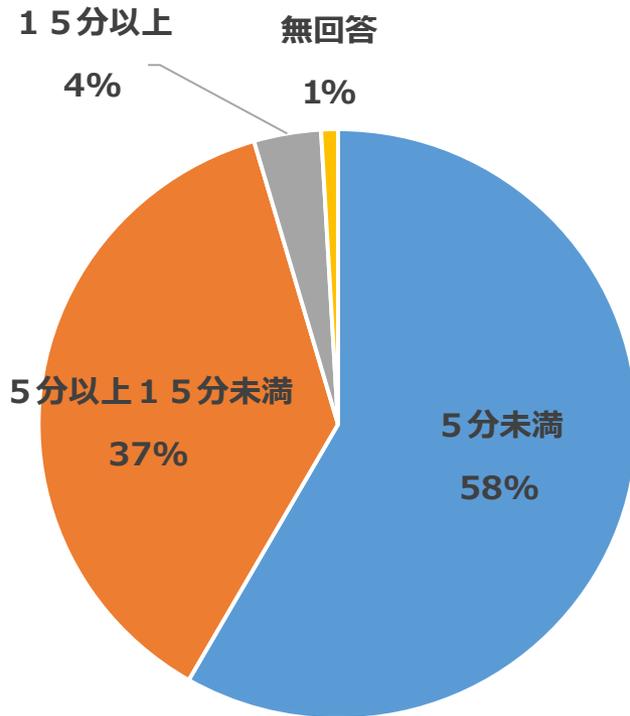
- ・セキュリティ保護のため
- ・個人情報管理するため
- ・情報漏洩を防ぐため
- ・相談内容記録用はインターネットに接続していない
- ・図書システムはスタンドアロンで運用している
- ・端末が古く、Wi-Fiに接続できない

等

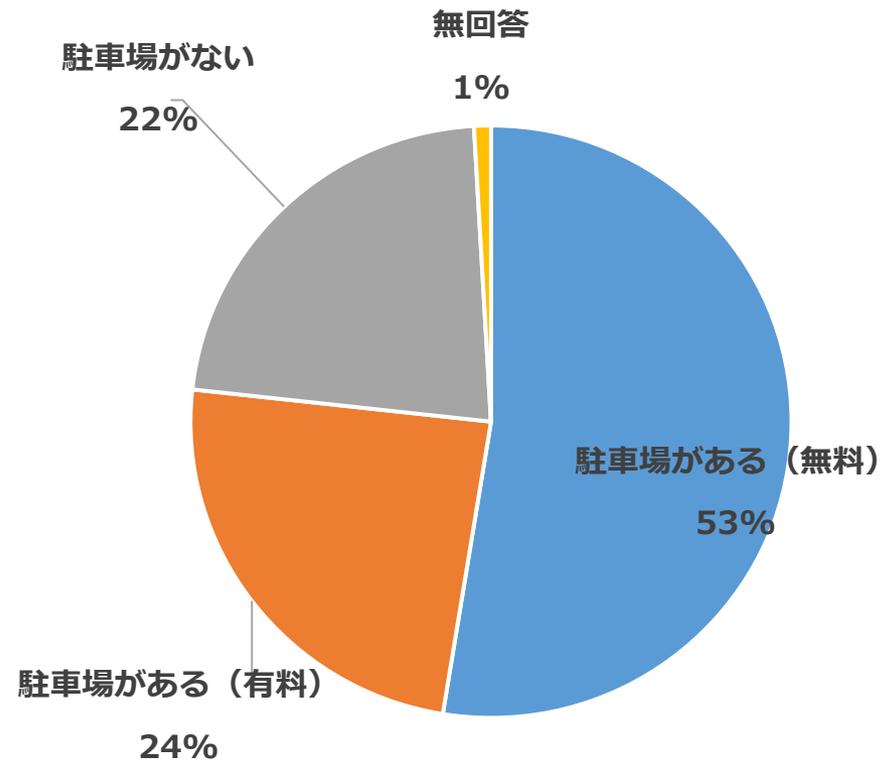
# センターまでの交通アクセス

○約6割のセンターが最寄りの公共交通機関から徒歩圏内である。

Q：最寄りの公共交通機関（駅やバス停）からセンターまで、徒歩での所要時間について当てはまるものを選択してください。



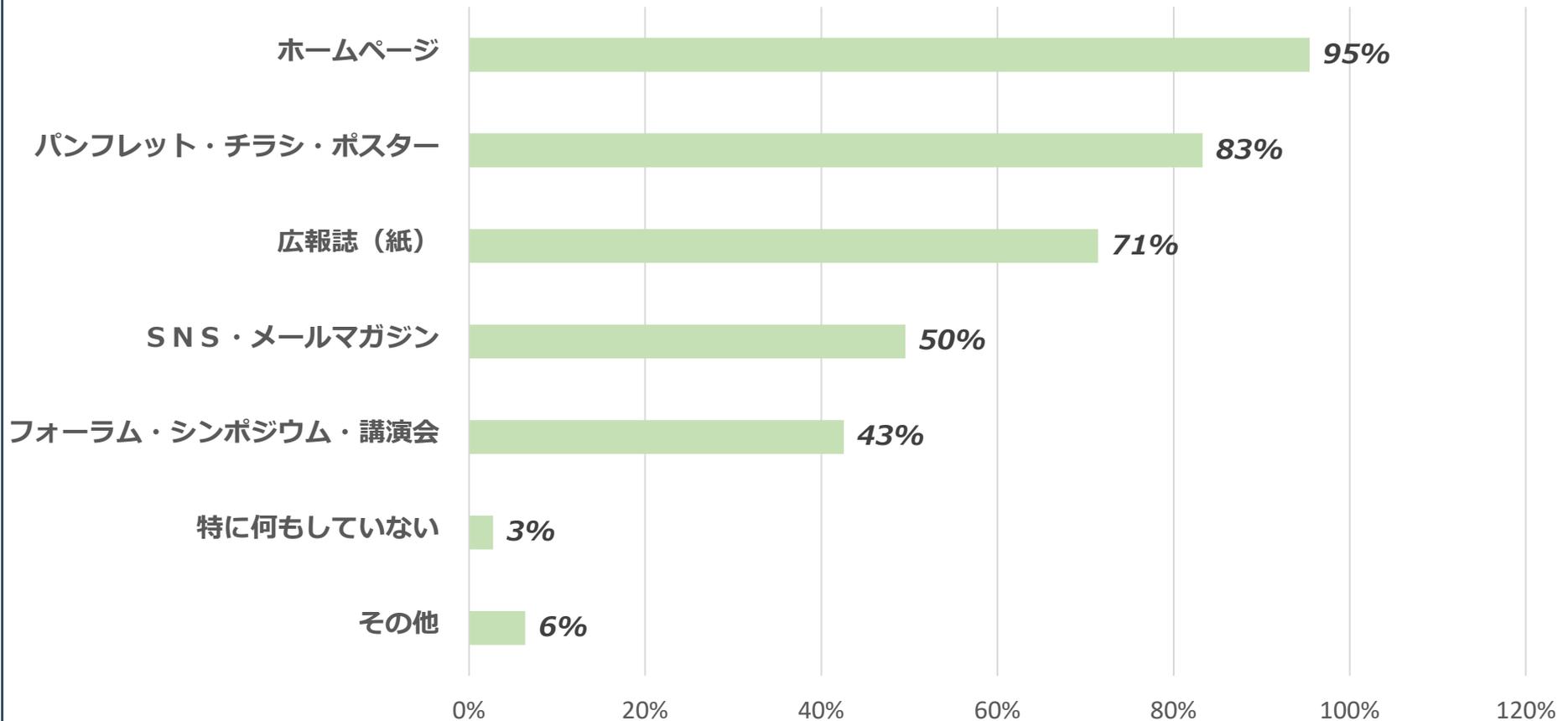
Q：センター施設の駐車場について、当てはまるものを選択してください。



# センターの利用案内

○ほとんどのセンターが利用案内をホームページ上で行っている。また、5割のセンターにおいて、SNS等の活用を行っている。

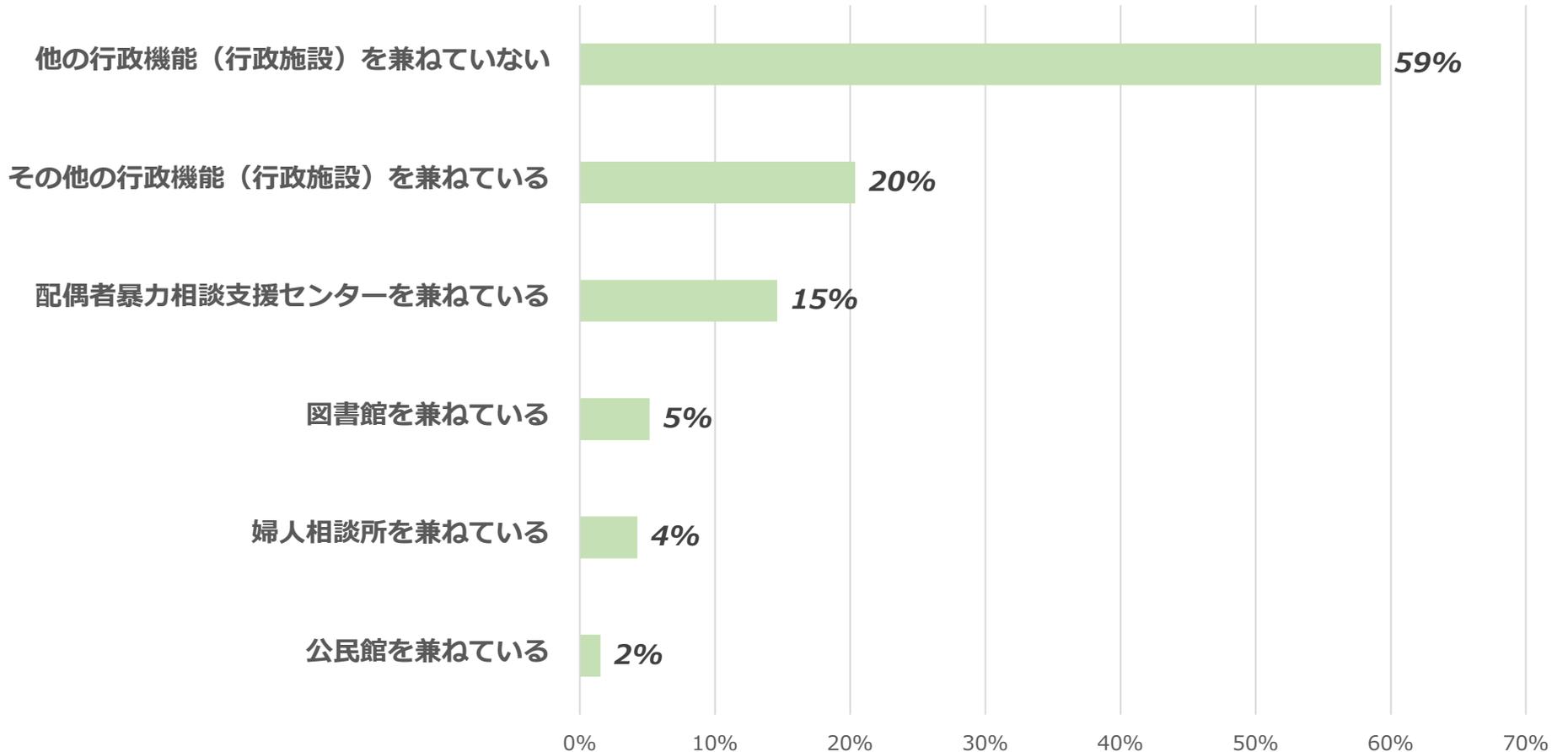
Q：男女共同参画センターの利用案内はどのような媒体で行っていますか。当てはまるものを全て選択してください。



# 他の行政機能の兼備

○約6割のセンターは男女共同参画センターの機能を専担している。

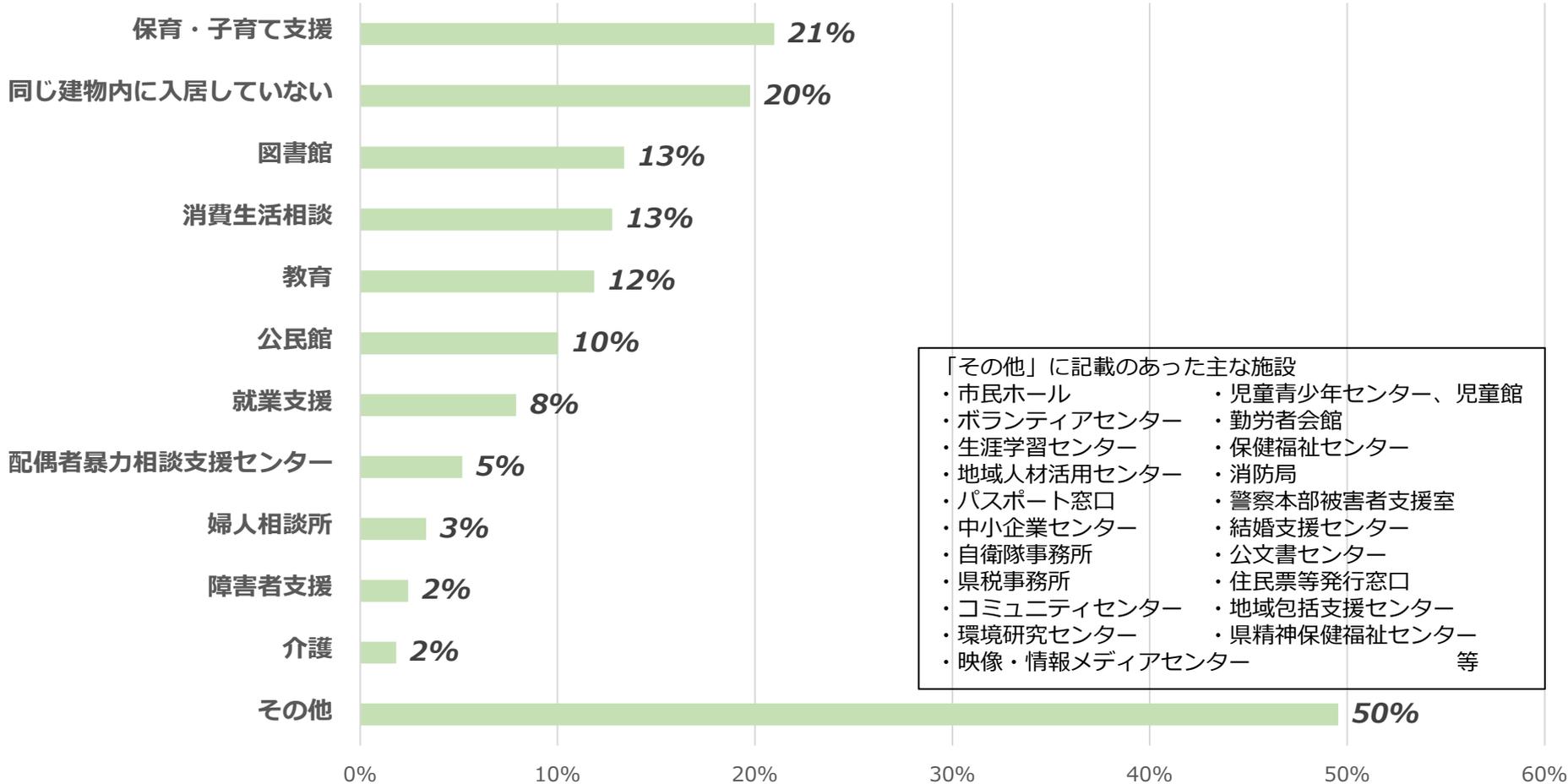
Q：男女共同参画センターが他の行政機能（行政施設）を兼ねているかについて、当てはまるものを全て選択してください。



# センターと同じ建物内の行政施設

○保育・子育て支援が約2割、図書館と消費生活相談がそれぞれ1割強、同じ建物内に入居している。

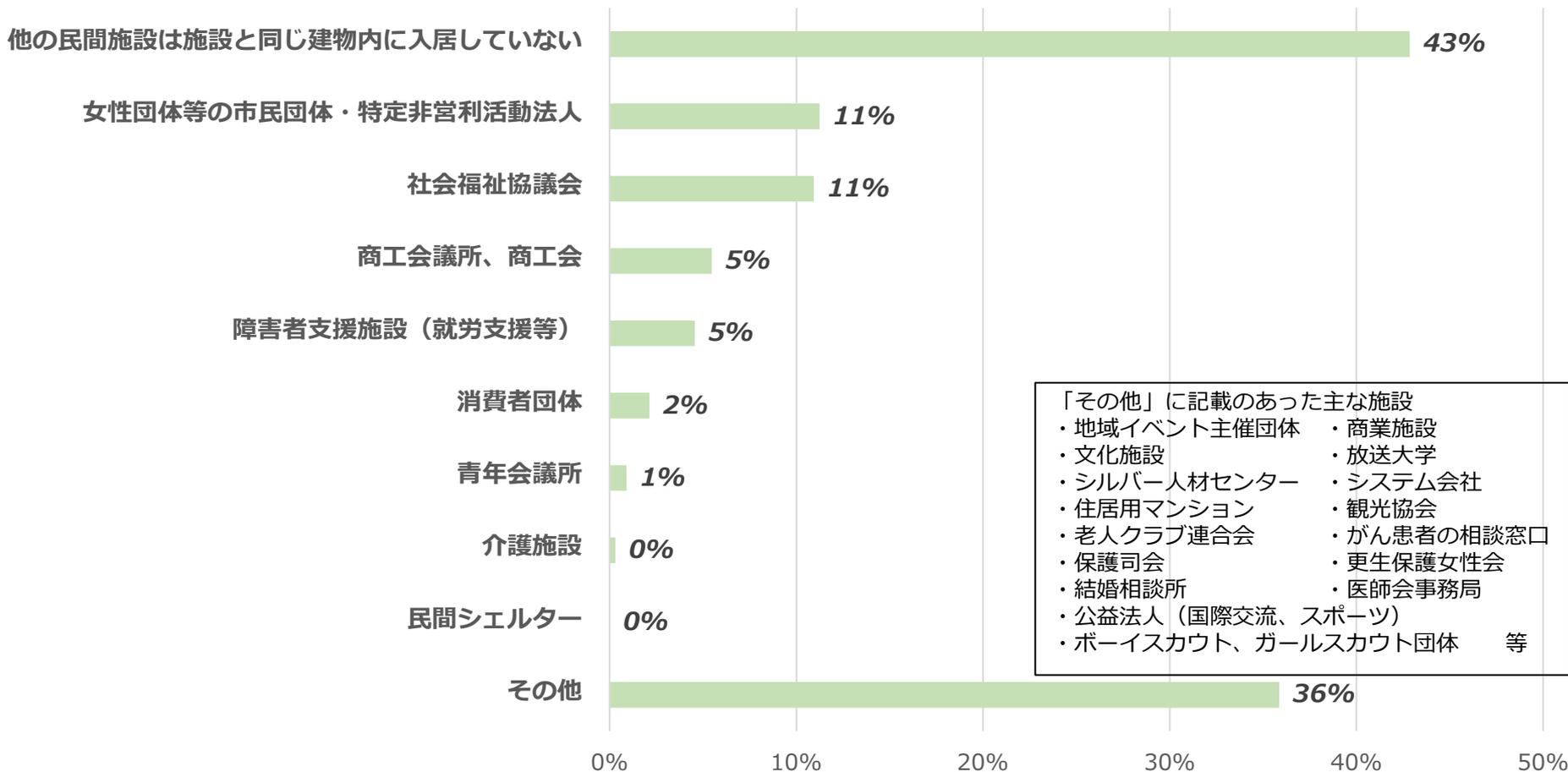
Q：男女共同参画センターと同じ建物内に別途入居している他の行政施設で男女共同参画センターがその行政機能を兼ねていないものについて、当てはまるものを全て選択してください。



# センターと同じ建物内の民間施設

○女性団体等の市民団体・特定非営利活動法人、社会福祉協議会がそれぞれ約1割、同じ建物内に入居している。

Q：男女共同参画センターと同じ建物内に別途入居している他の民間施設について、当てはまるものを全て選択してください。

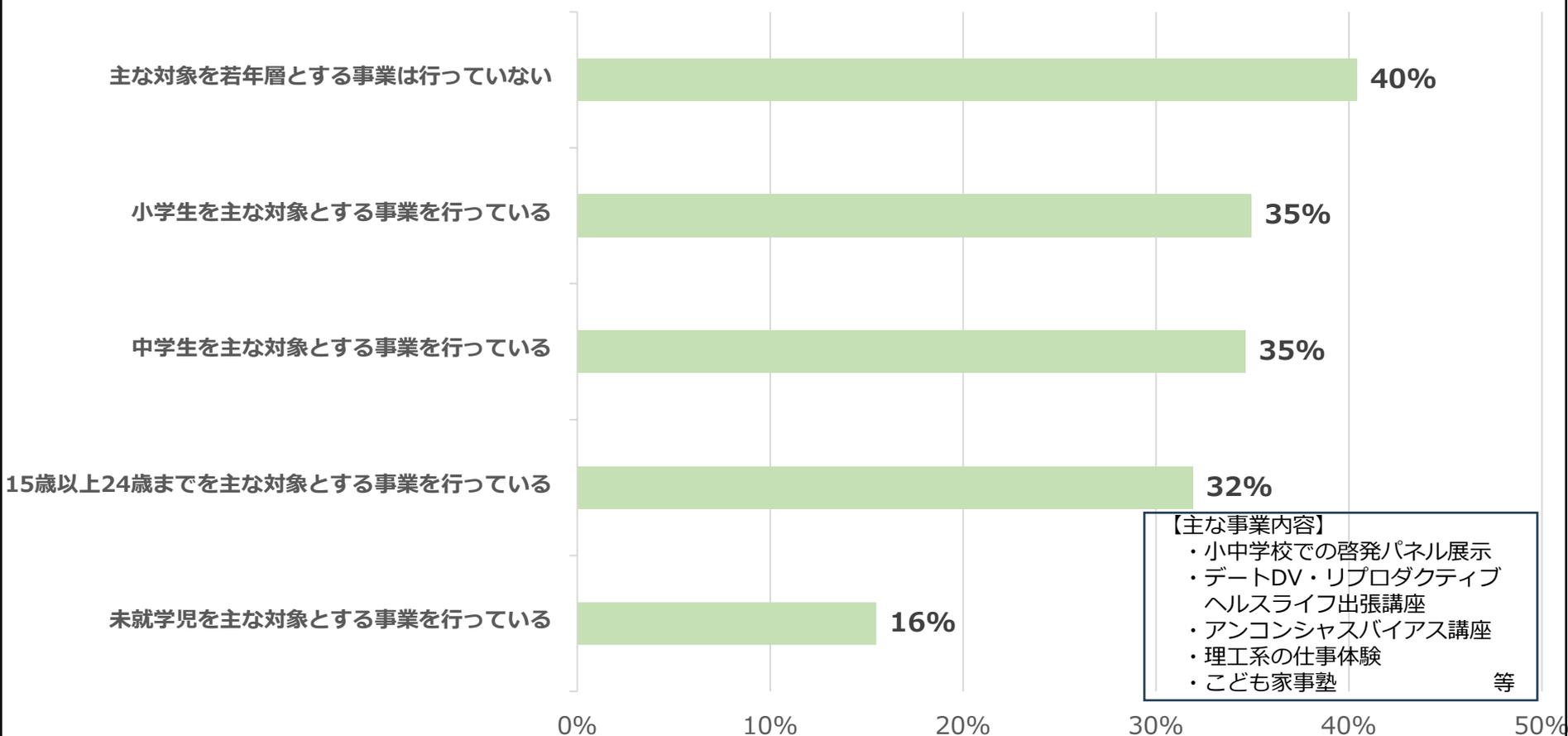


# 事業の対象者

# 若年層（未就学児から24歳まで）を対象とする事業の実施状況

- 4割のセンターが若年層を対象とする事業を実施していない。
- 小中学生～青少年を対象とする事業を実施しているセンターはそれぞれ約3割。

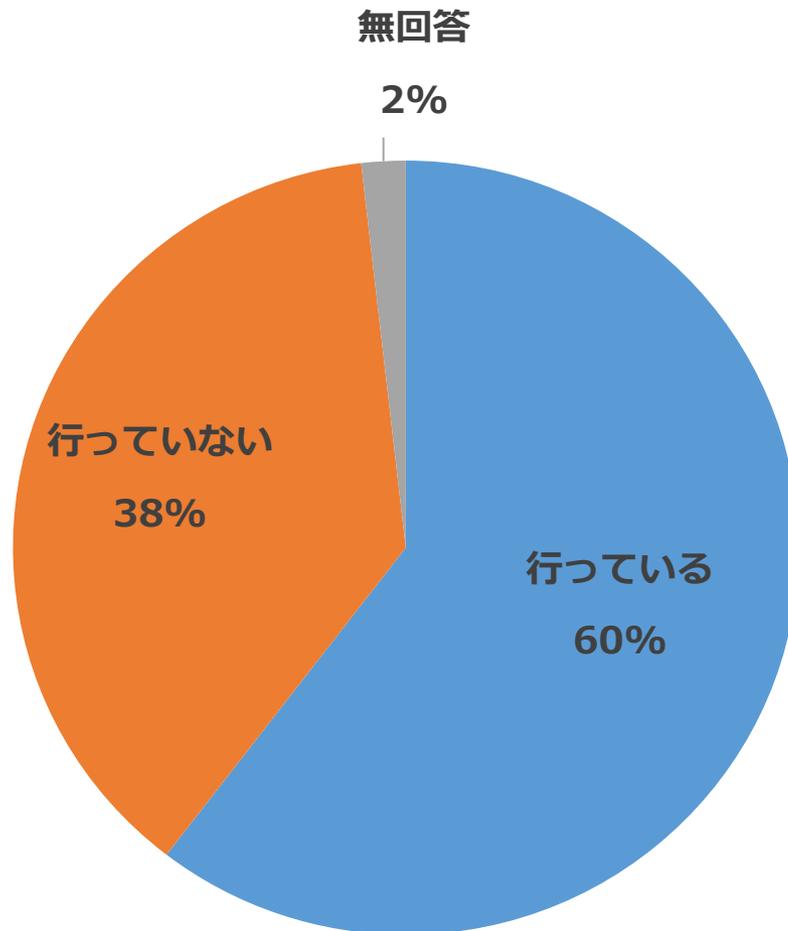
Q:男女共同参画センターにおいて、若年層（未就学児から24歳まで）を主な対象とする事業を行っていますか。当てはまるものを全て選択してください。



# 男性を主な対象とする事業の実施状況

○ 6割のセンターにおいて、男性を主な対象とする事業を実施している。

Q:男女共同参画センターにおいて、男性を主な対象とする事業を行っていますか。



## 【主な事業内容】

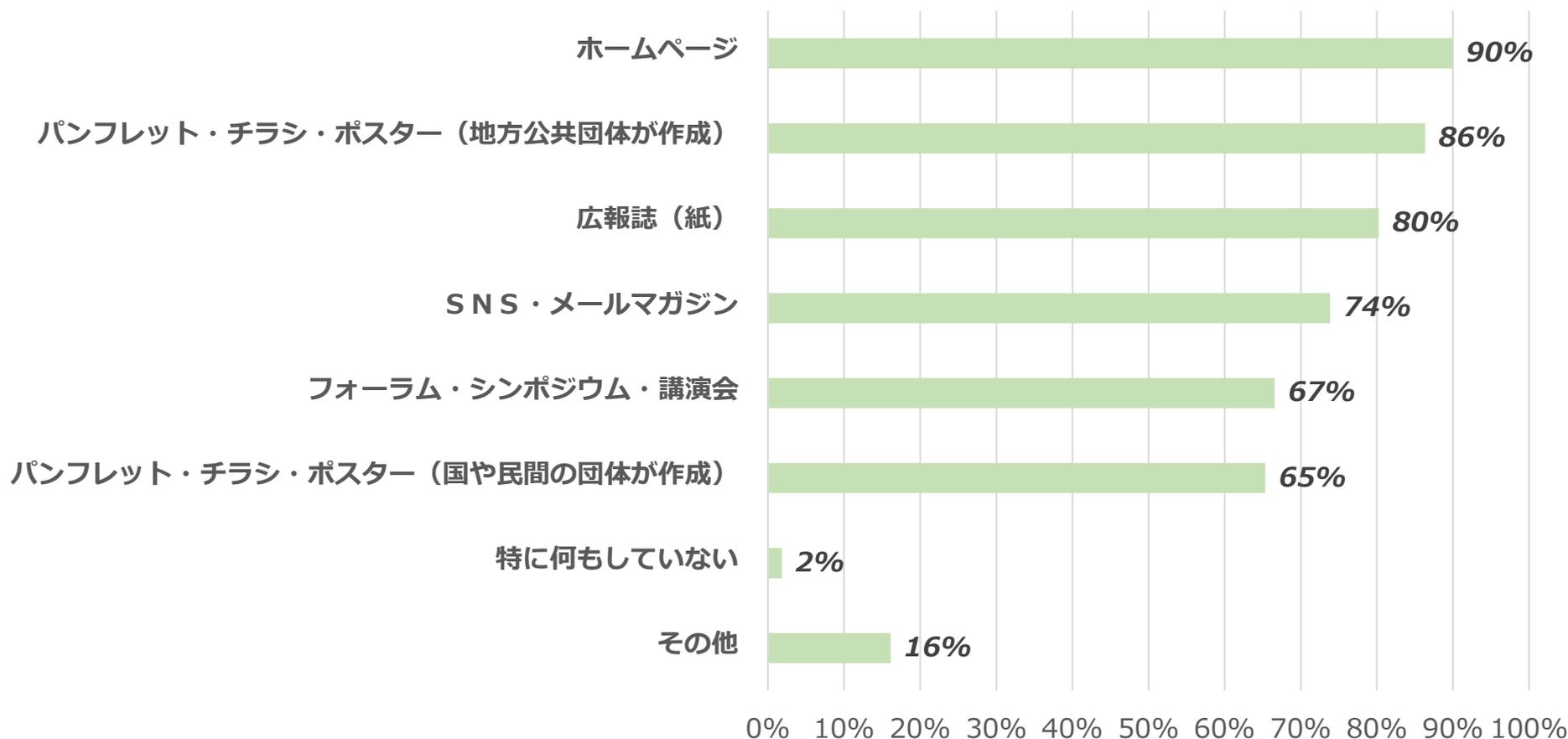
- ・家事・介護に関する講座
- ・男性のための電話相談
- ・男性のコミュニケーション講座
- ・育休講座 等

# 広報啓発

# 広報啓発の実施媒体・実施方法

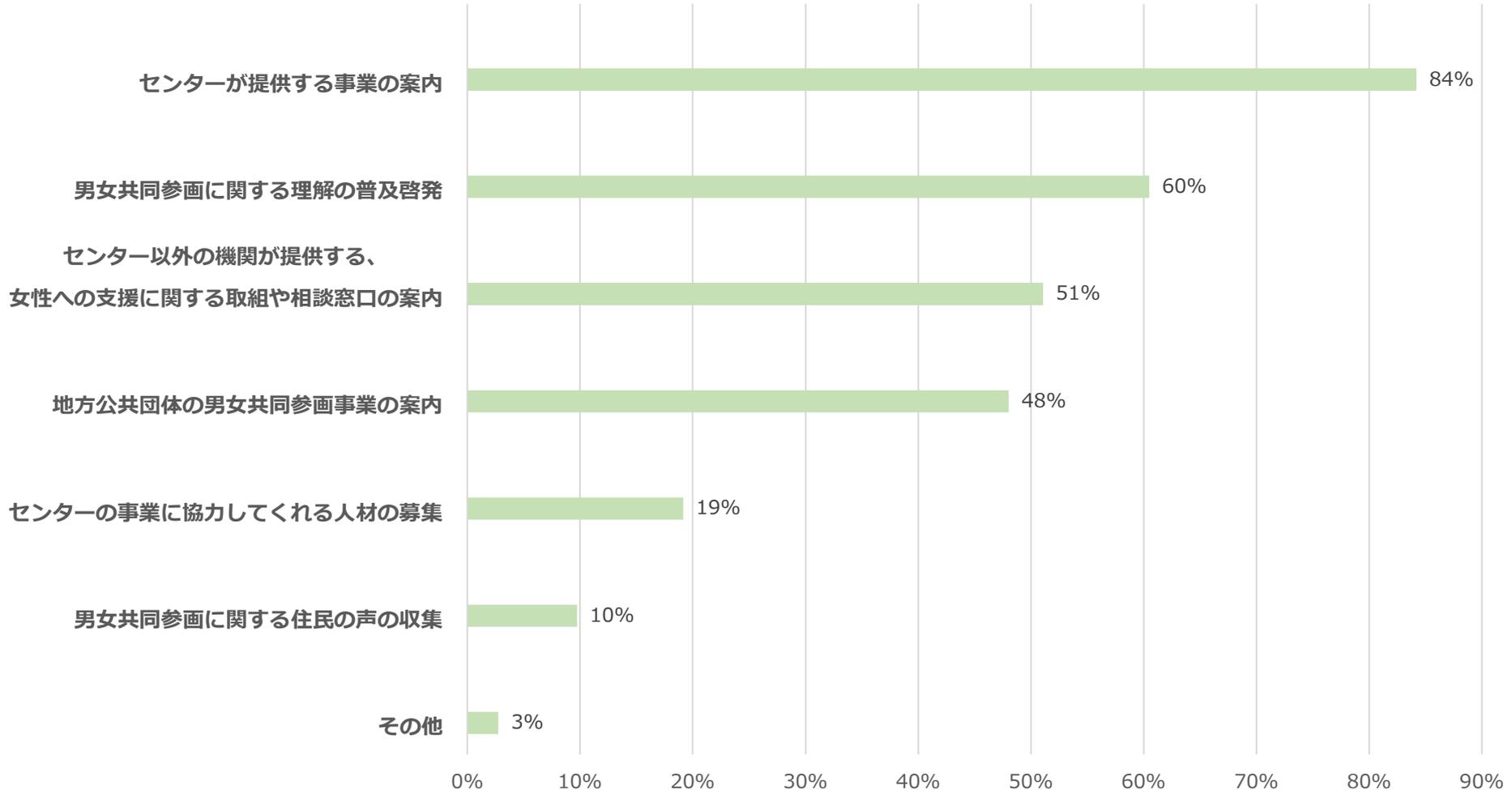
- 約9割のセンターが広報啓発としてホームページと地方公共団体が作成したパンフレット・チラシ・ポスターを使用している。
- 7割以上のセンターがSNS等を使用した広報啓発を実施している。

Q:男女共同参画センターにおいて広報啓発として行っているもの（年度内に実施予定の者を含む）を全て選択してください。



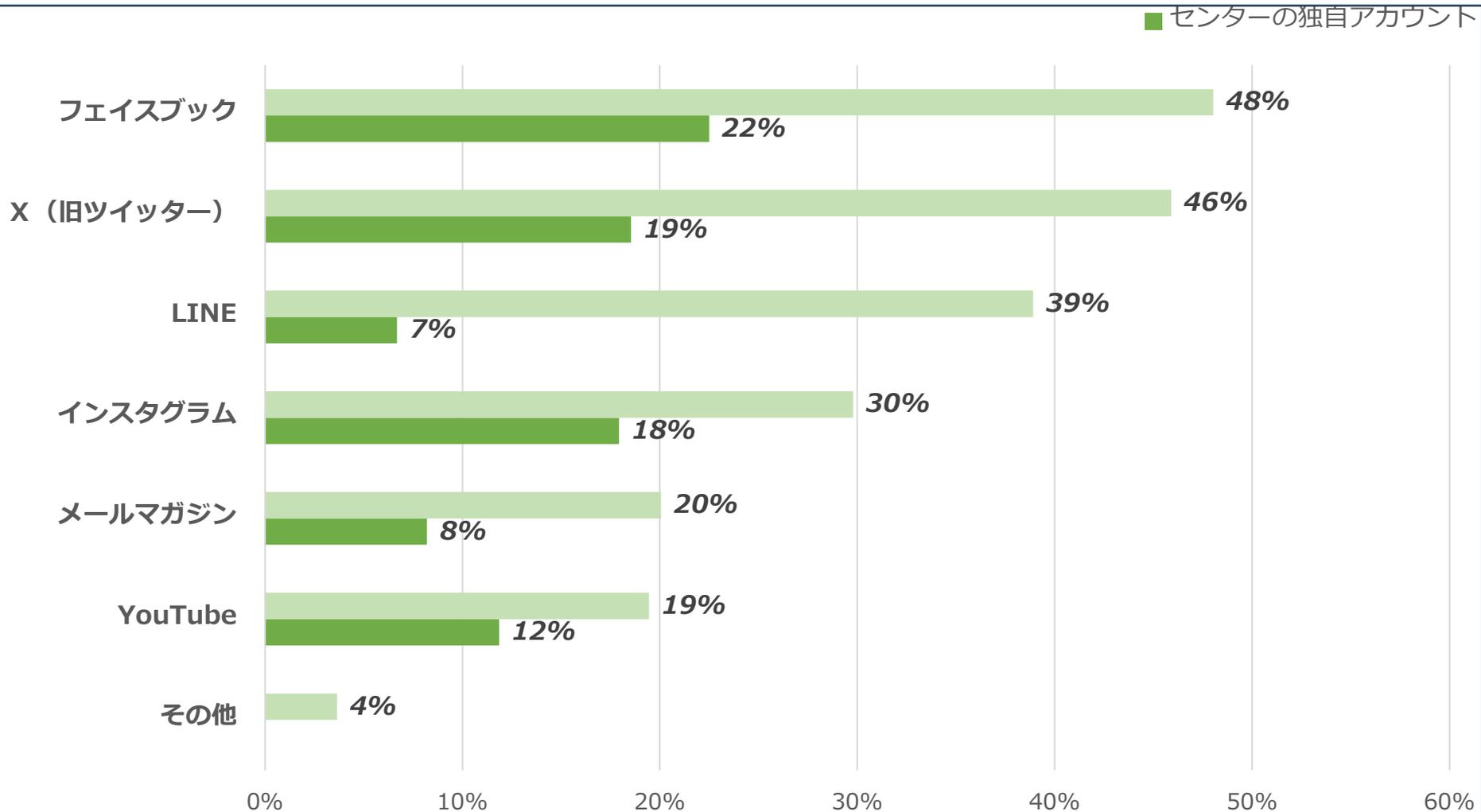
# ホームページの活用方法

- ホームページを使用しているセンターの8割以上がセンターにおける事業の案内を掲示している。
- 約半数がセンター以外の機関が提供する女性支援の取組や相談窓口の案内を掲示している。



# SNS・メールマガジンの利用状況

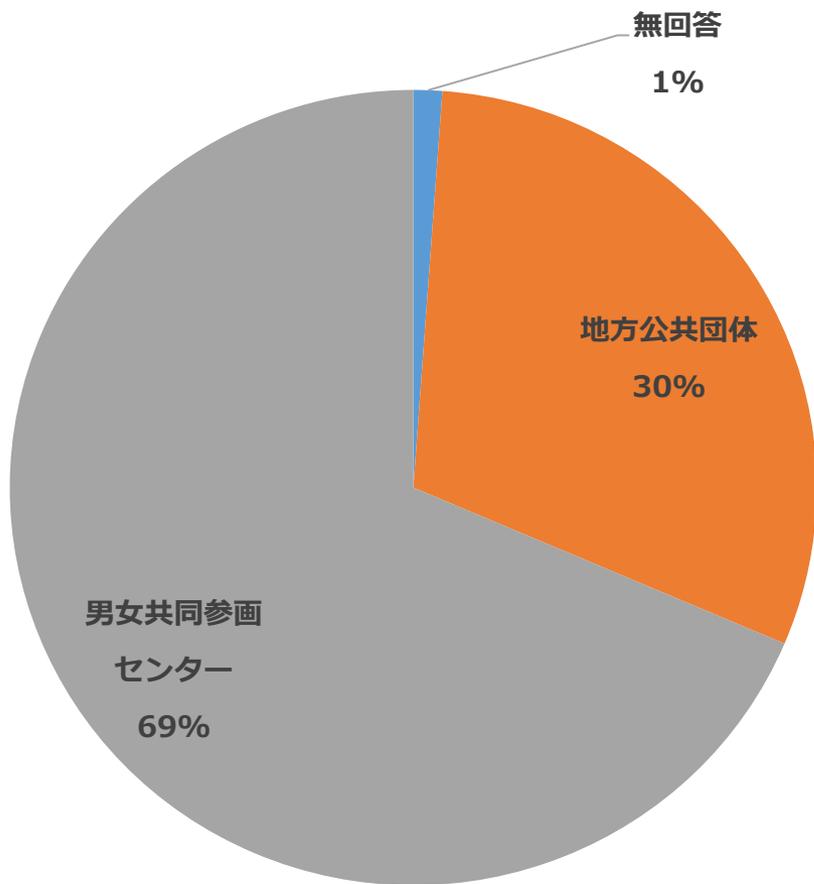
- SNSを使用しているセンターの半数がフェイスブックかX（旧ツイッター）で広報啓発を実施している。
- 約2割はYouTubeによる広報啓発も実施している。



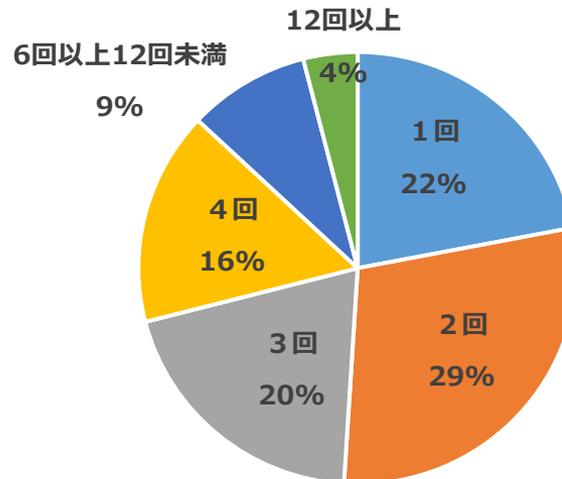
# 広報誌の発行及び年間発行回数

- 広報誌を発行しているセンターの約7割において、広報誌の発行元はセンターであり、3割が地方公共団体である。
- 広報誌を発行しているセンターの約4分の3が年に2回以上発行している。

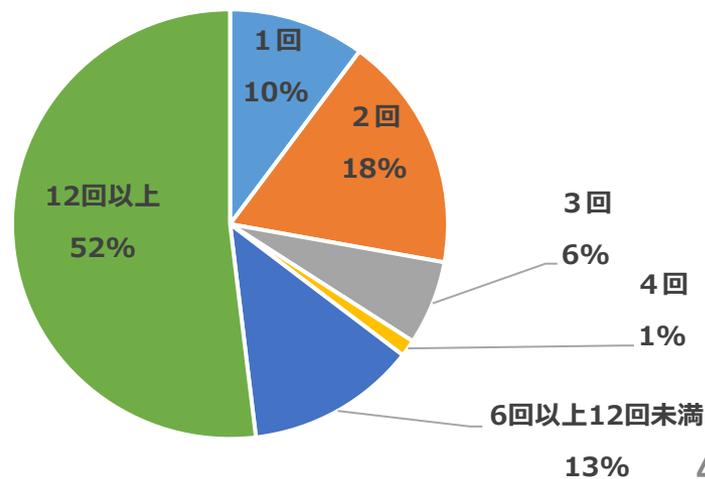
## 広報誌の発行元



## 男女共同参画センターが発行元の場合の年間発行回数

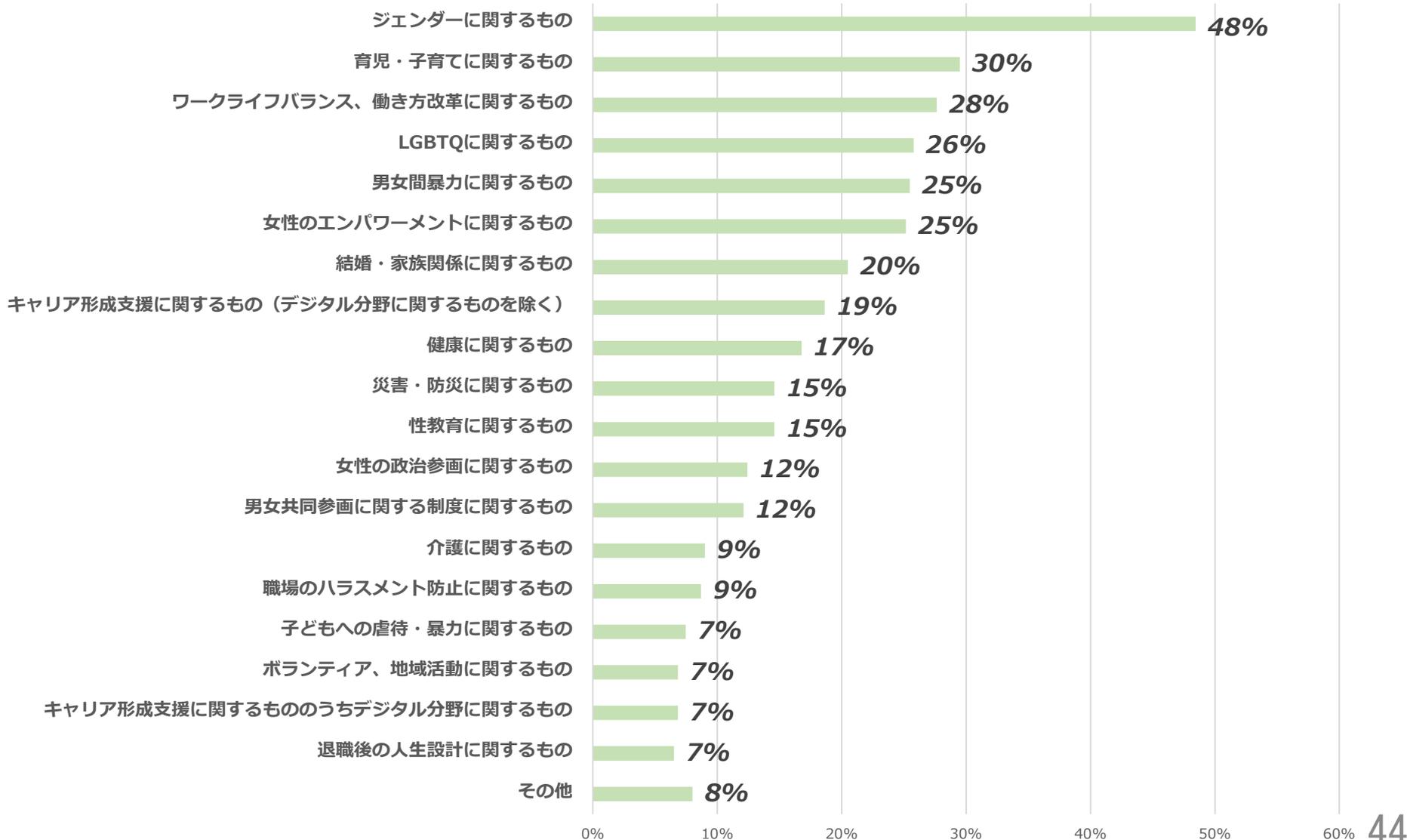


## 地方公共団体が発行元の場合の年間発行回数



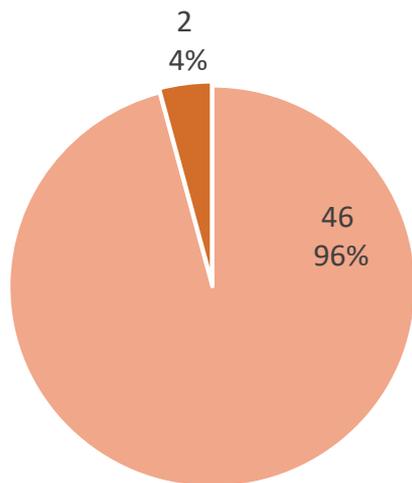
# フォーラム・シンポジウム・講演会のテーマ

○フォーラム・シンポジウム・講演会を開催しているセンターにおいて、テーマとして、ジェンダーに関するもの、育児・子育てに関するもの、ワークライフバランス・働き方改革に関するものを取り扱うことが多い。



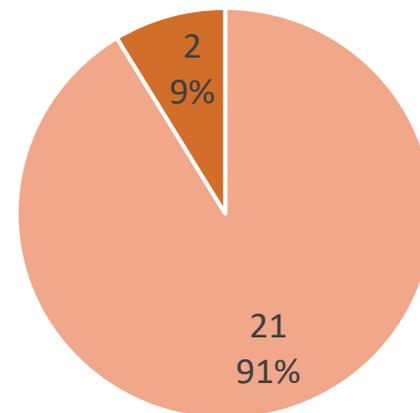
# 広報啓発の事業予算額（都道府県、政令市）

都道府県

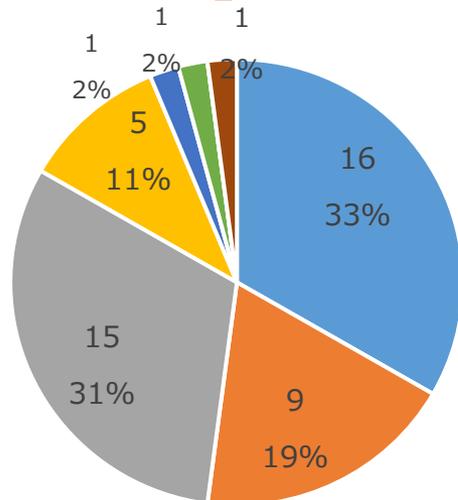


■ 実施している ■ 実施していない

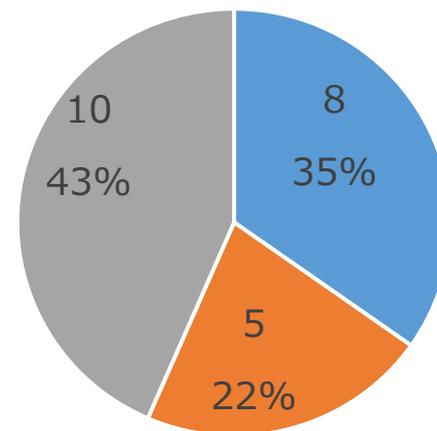
政令市



■ 実施している ■ 実施していない



- 1. 予算無し
- 2. 100万円未満
- 3. 100万円以上500万円未満
- 4. 500万円以上1000万円未満
- 5. 1000万円以上1500万円未満
- 6. 1500万円以上2000万円未満
- 7. 2000万円以上2500万円未満
- 8. 2500万円以上3000万円未満

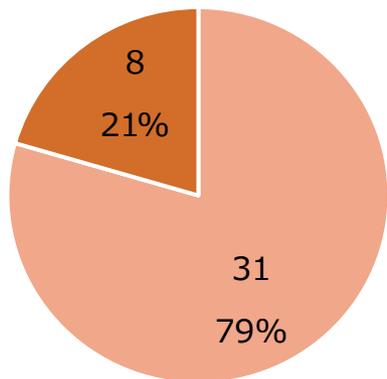


- 1. 予算無し
- 2. 100万円未満
- 3. 100万円以上500万円未満

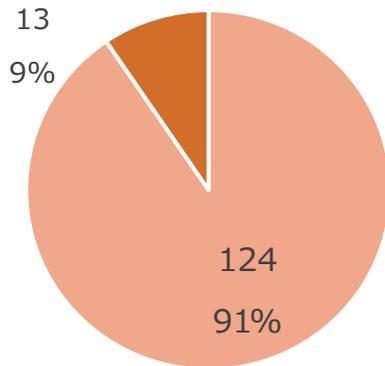
# 広報啓発の事業予算額（市区町村）

## 市区町村

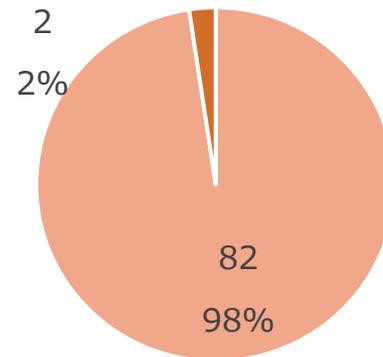
人口5万人未満



人口5万人以上  
20万人未満



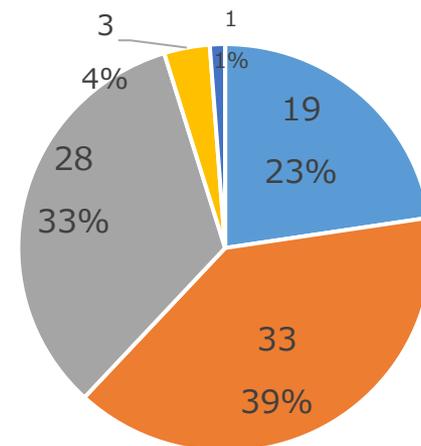
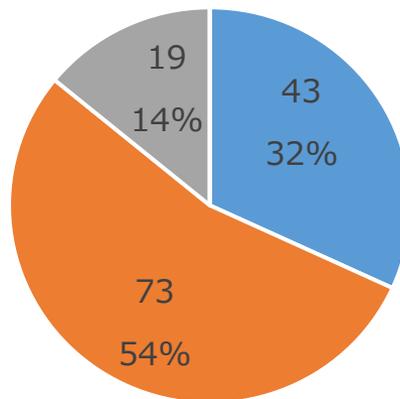
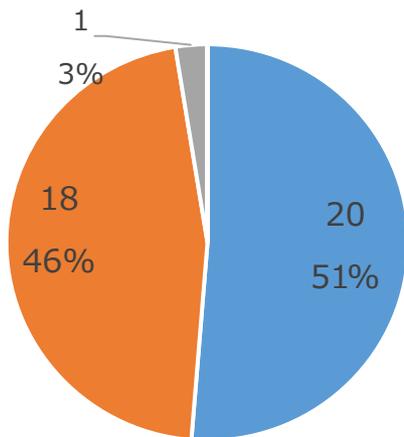
人口20万人以上



■ 実施している ■ 実施していない

■ 実施している ■ 実施していない

■ 実施している ■ 実施していない



■ 1. 予算無し

■ 3. 100万円以上500万円未満

■ 5. 1000万円以上1500万円未満

■ 7. 2000万円以上2500万円未満

■ 2. 100万円未満

■ 4. 500万円以上1000万円未満

■ 6. 1500万円以上2000万円未満

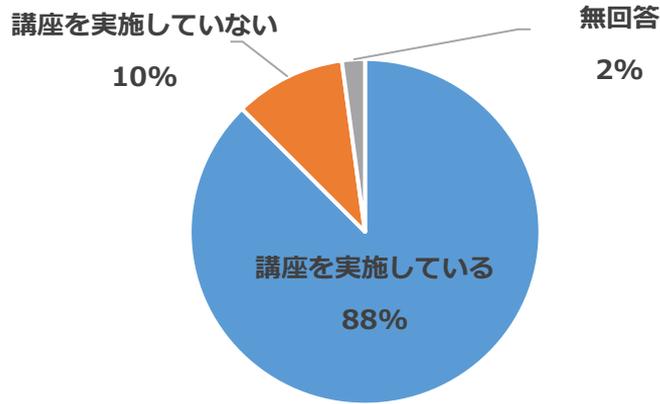
■ 8. 2500万円以上3000万円未満

# 講座

# 講座の実施状況

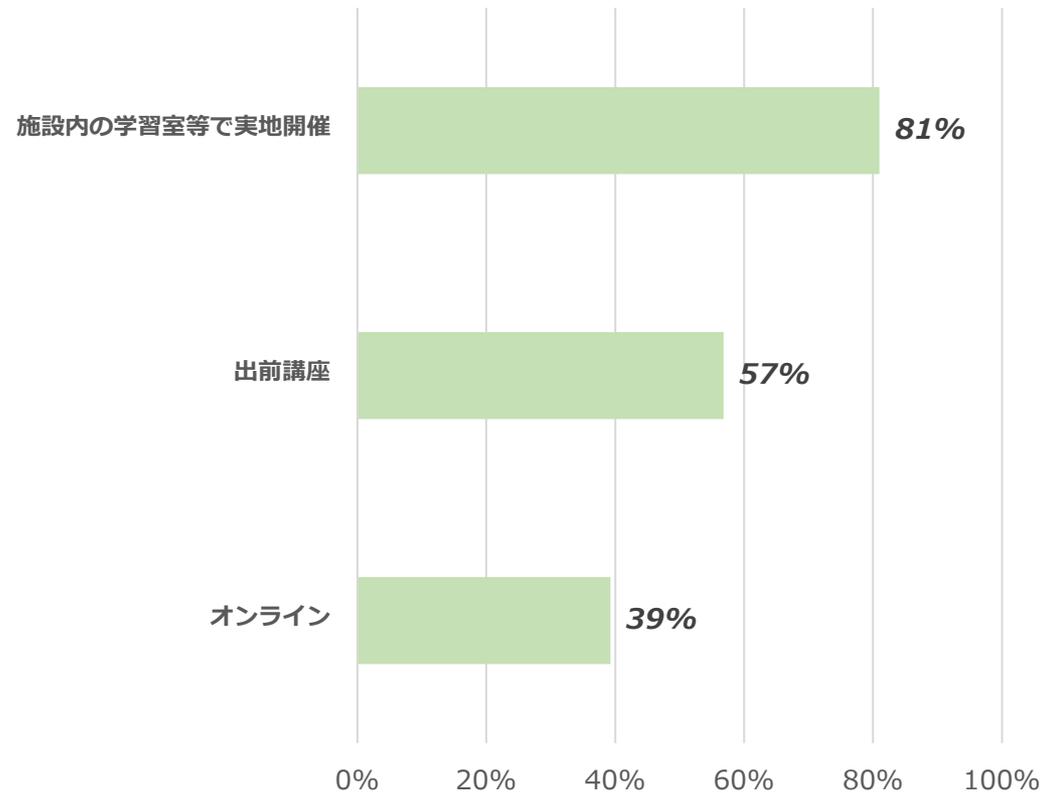
○約9割のセンターが講座を実施している。施設内の学習室等における実地開催は約8割、オンラインでの講座は約4割のセンターが実施している。

## 講座実施の有無

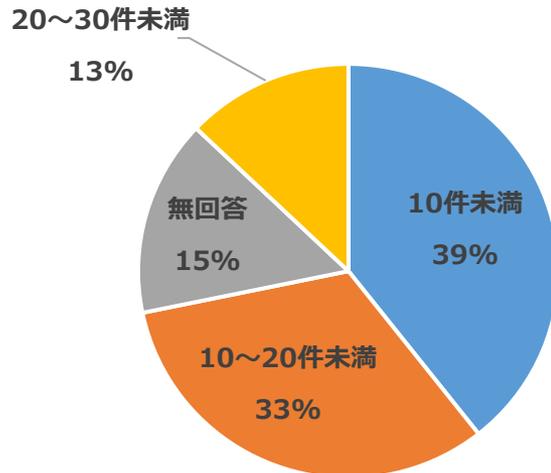


## 講座の実施方法

※複数回答可



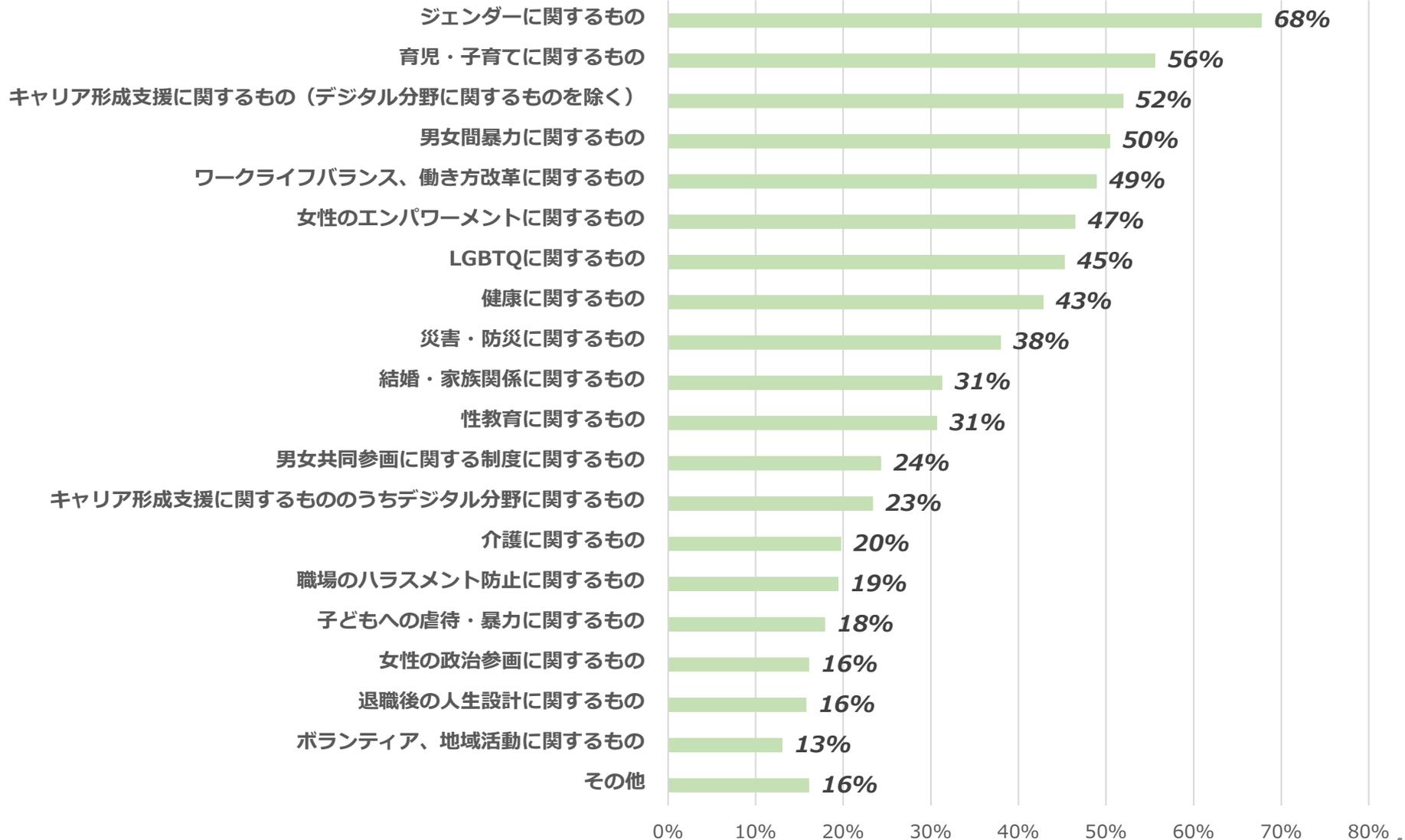
## 年間の講座の企画数



※「出前講座」とは、男女共同参画センターがセンター以外の場所で行うセンターの企画による講座のほか、センターの職員が他機関からの求めに応じ、求められた場所において行う講座をいうものとします。

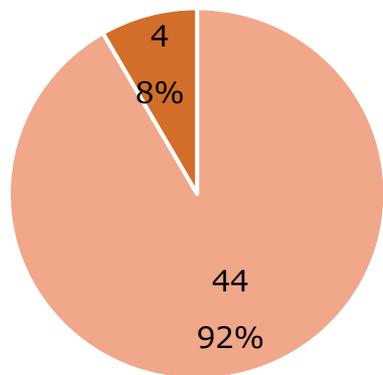
# 講座のテーマ

○講座を実施しているセンターにおいて、テーマとして、ジェンダーに関するもの、育児・子育てに関するもの、キャリア形成支援に関するもの（デジタル分野を除く）を取り扱うことが多い。

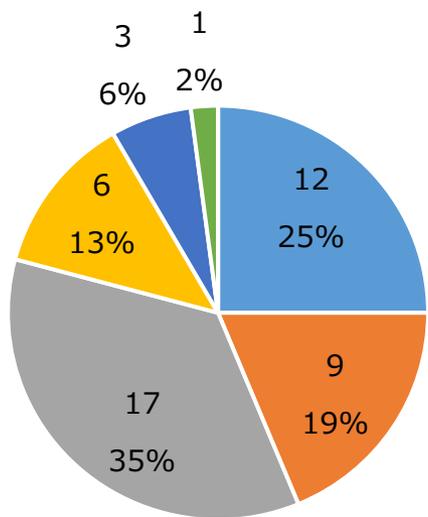


# 講座の事業予算額（都道府県、政令市）

都道府県

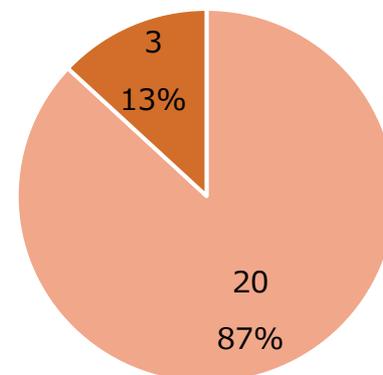


■ 実施している ■ 実施していない

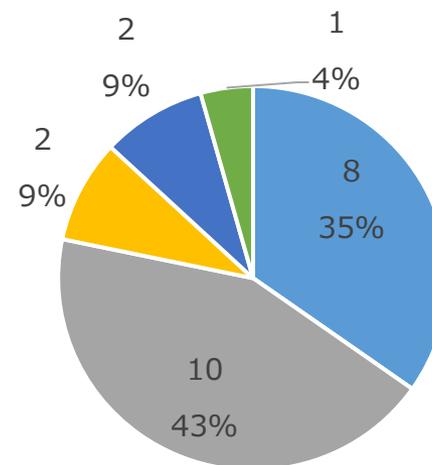


- 1. 予算無し
- 2. 100万円未満
- 3. 100万円以上500万円未満
- 4. 500万円以上1000万円未満
- 5. 1000万円以上1500万円未満
- 6. 1500万円以上2000万円未満
- 7. 2000万円以上2500万円未満
- 8. 2500万円以上3000万円未満

政令市



■ 実施している ■ 実施していない

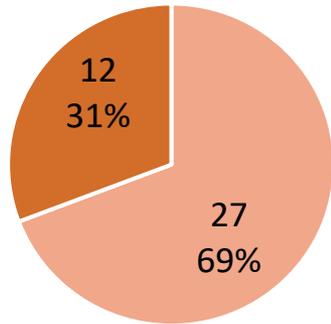


- 1. 予算無し
- 2. 100万円未満
- 3. 100万円以上500万円未満
- 4. 500万円以上1000万円未満
- 5. 1000万円以上1500万円未満
- 6. 1500万円以上2000万円未満

# 講座の事業予算額（市区町村）

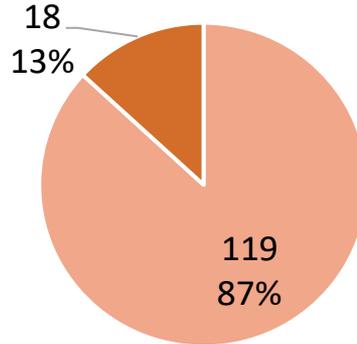
## 市区町村

人口5万人未満



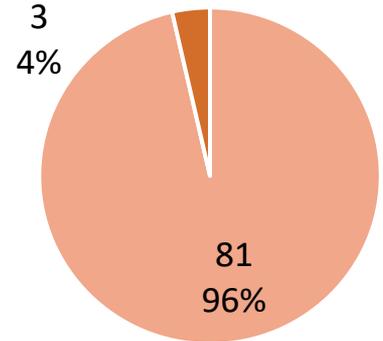
■ 実施している ■ 実施していない

人口5万人以上  
20万人未満

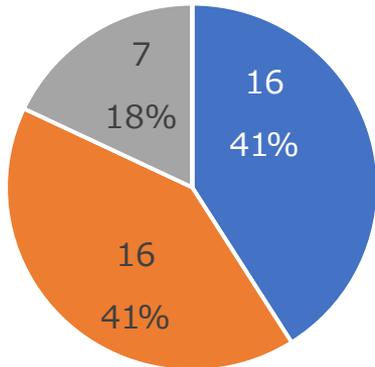


■ 実施している ■ 実施していない

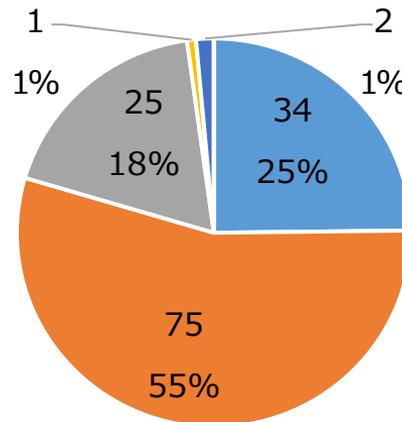
人口20万人以上



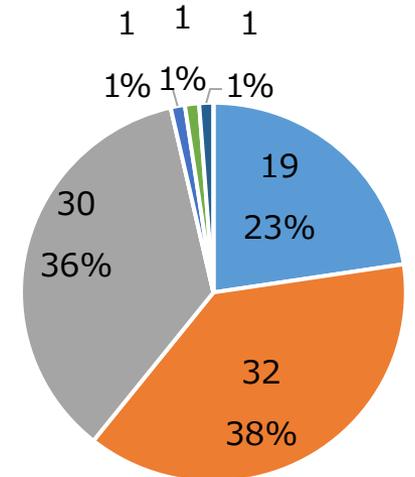
■ 実施している ■ 実施していない



■ 1. 予算無し  
■ 3. 100万円以上500万円未満  
■ 5. 1000万円以上1500万円未満  
■ 7. 2000万円以上2500万円未満



■ 2. 100万円未満  
■ 4. 500万円以上1000万円未満  
■ 6. 1500万円以上2000万円未満  
■ 8. 2500万円以上3000万円未満



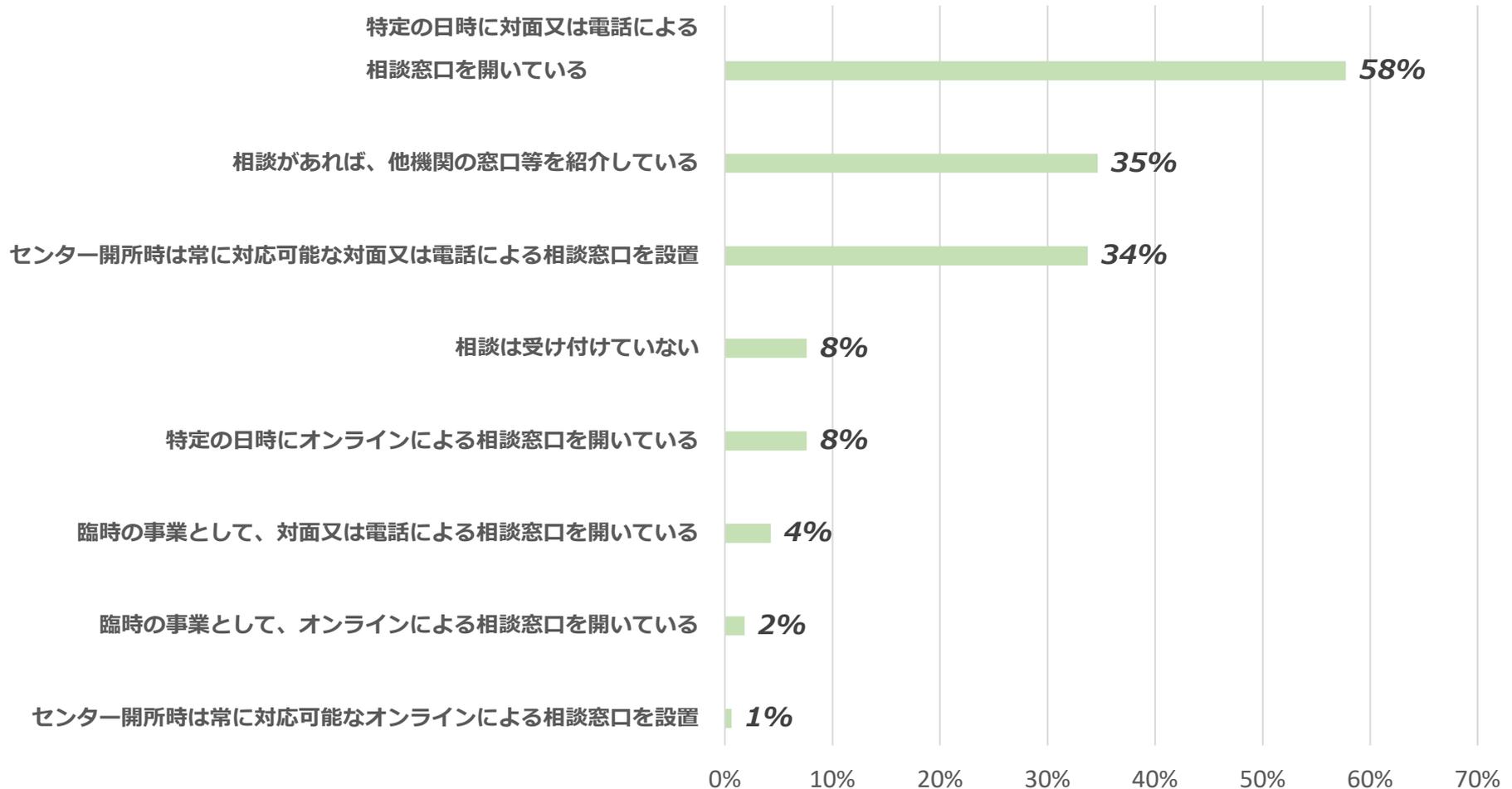
# 相談

# 相談窓口の設置状況

○約3割のセンターが開所時に常設の相談窓口を設置している。

Q:相談窓口について当てはまるものを全て選択してください。

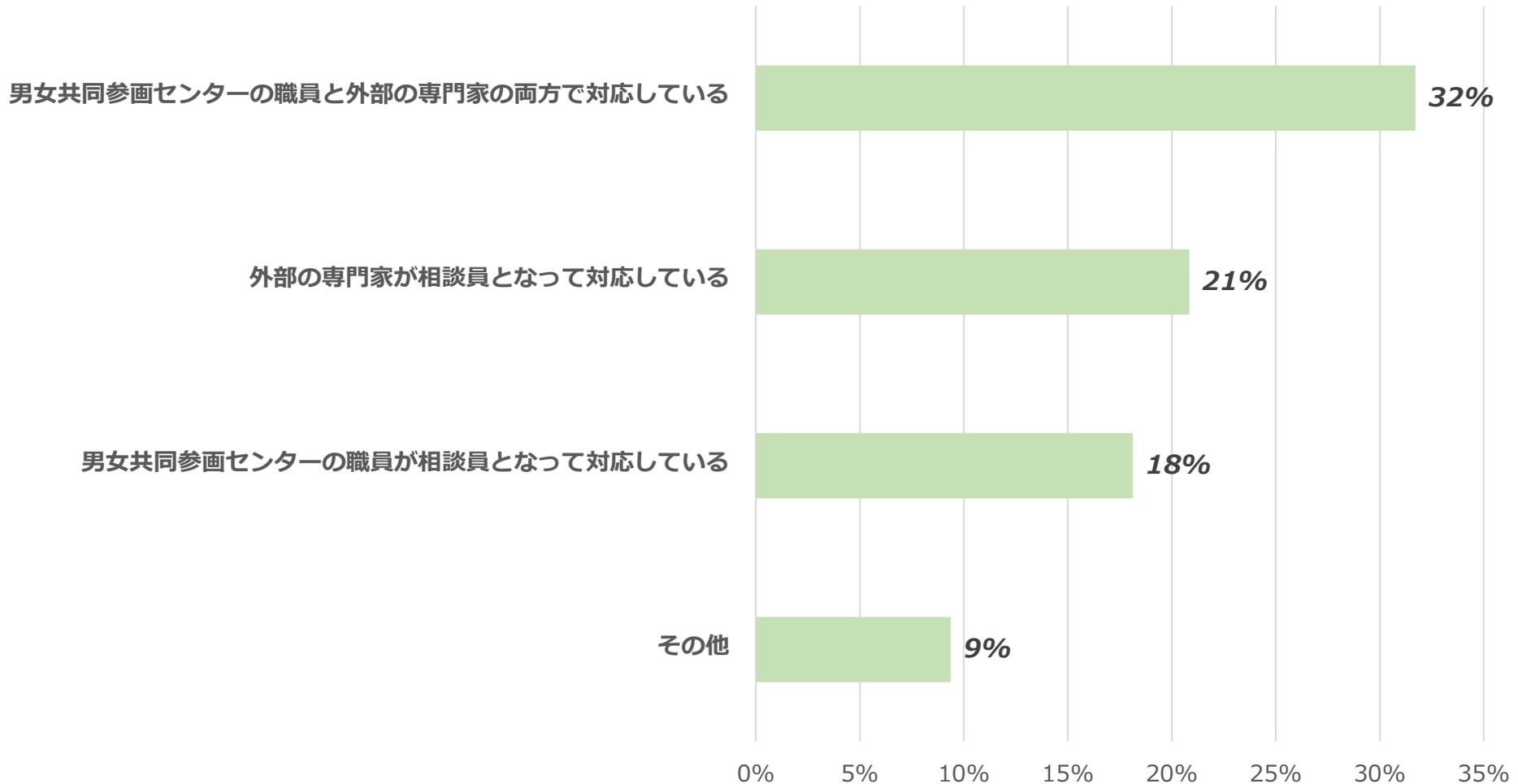
※「臨時の事業」は、通年の事業ではなく、年度内に単発的に実施する事業とします。



# 相談窓口の運営方法

○約3割のセンターがセンター職員と外部の専門家の両方で対応している一方で、約2割のセンターはセンター職員が相談員として対応している。

Q:相談窓口の運営方法について、当てはまるものを選択してください。

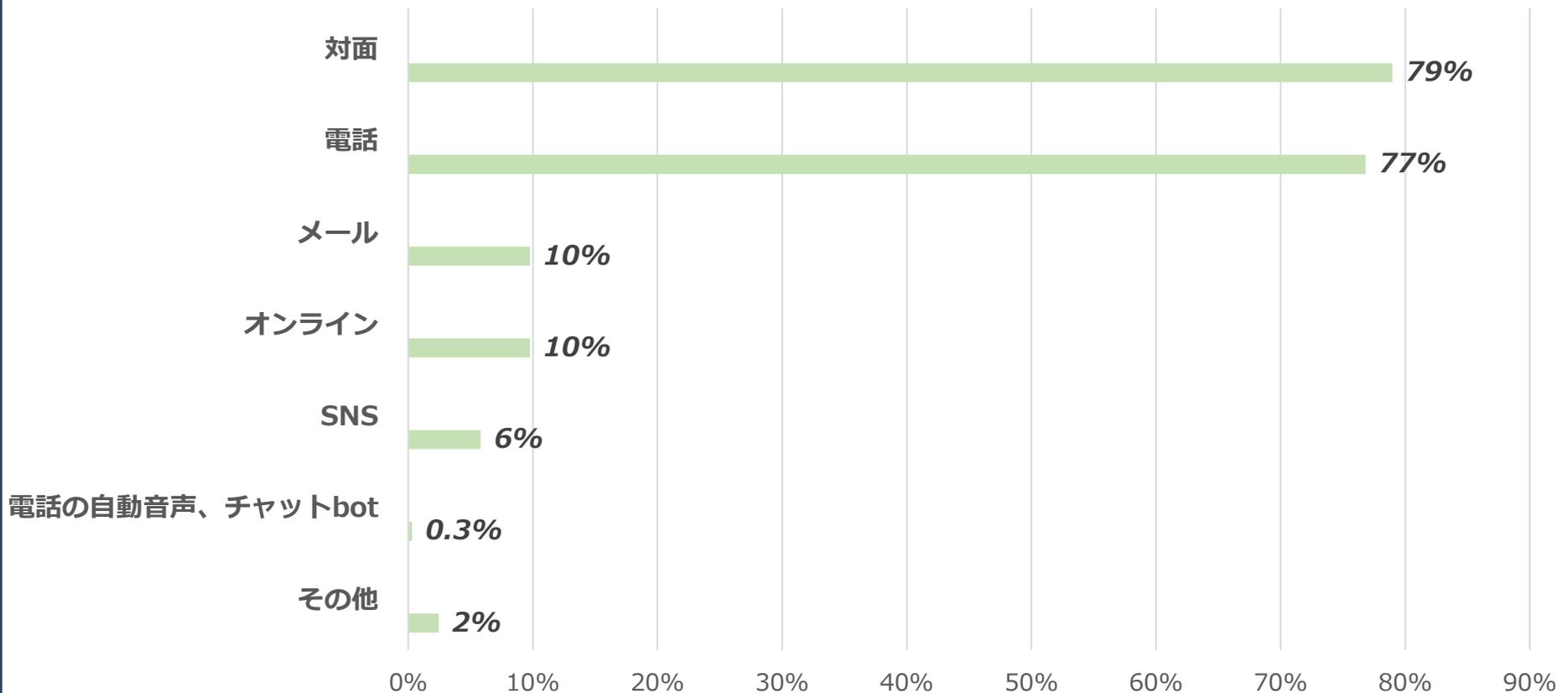


対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 相談窓口の運営方法

○対面相談と電話相談について、それぞれ約8割のセンターが実施している。

Q:相談の方法について、当てはまるものを全て選択してください。

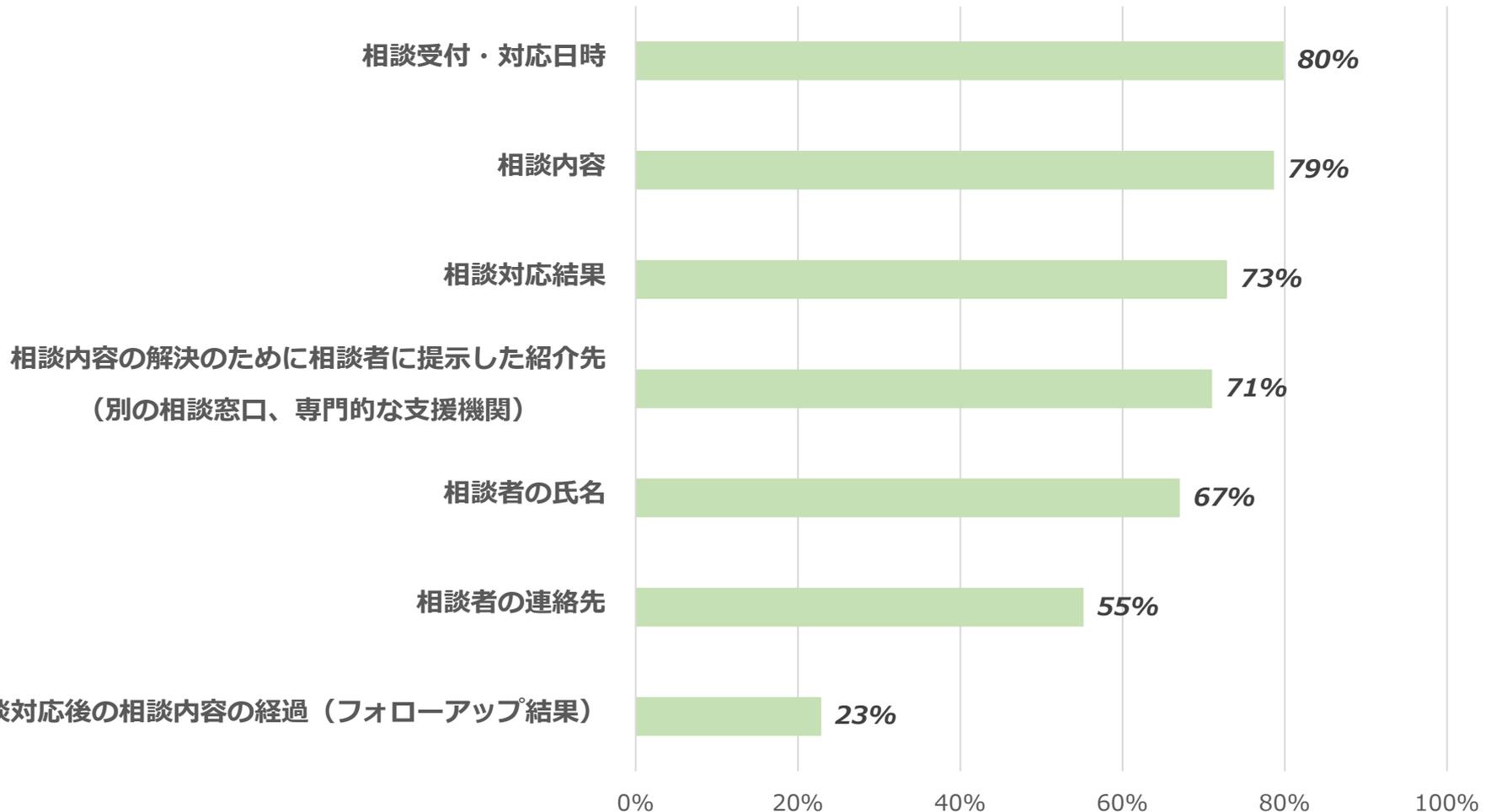


対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 相談対応の記録内容

○相談者の氏名や連絡先を記録しているセンターは約6～7割、相談のフォローアップをするセンターは2割である。

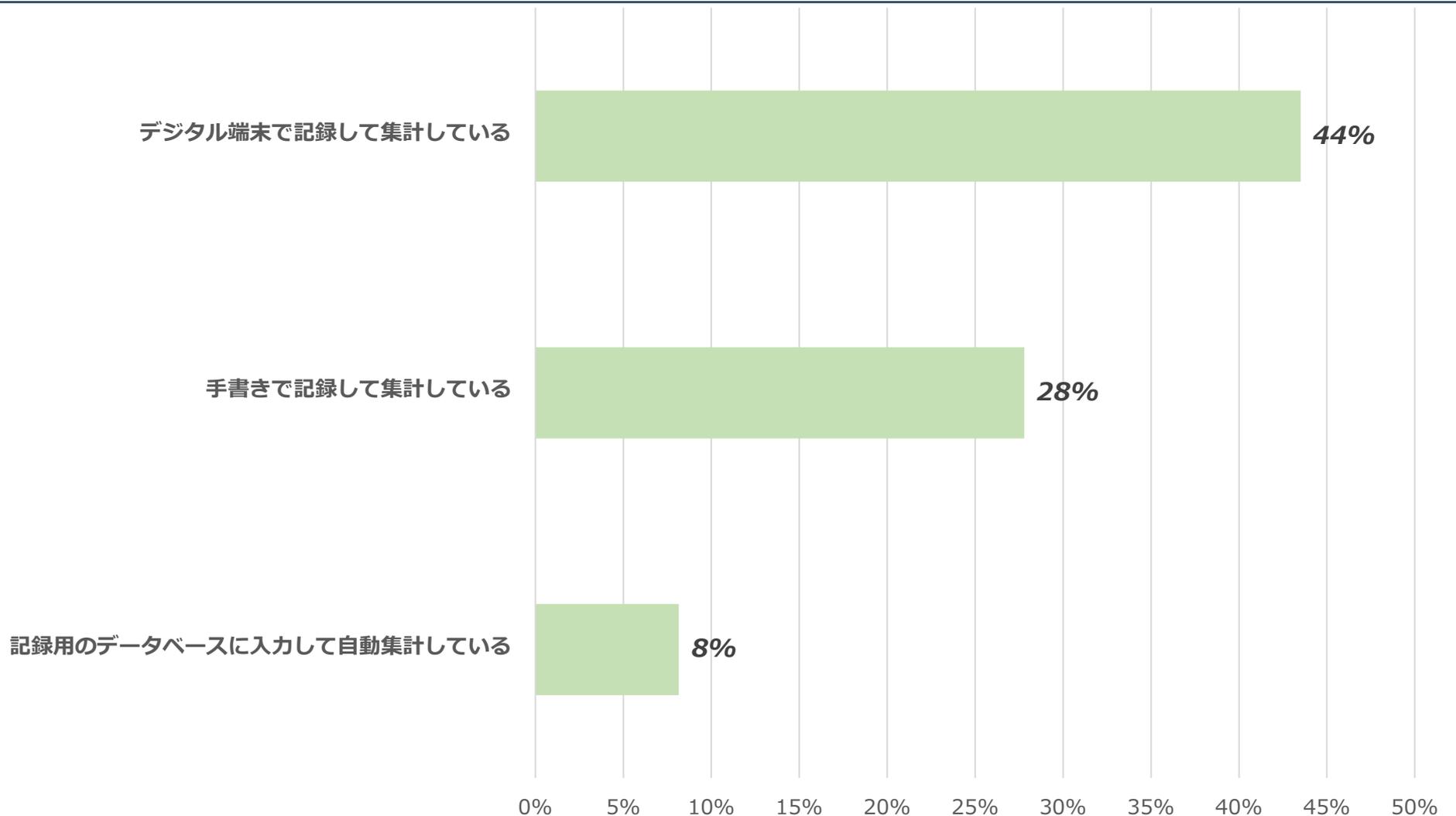
Q:相談対応の記録の内容について、当てはまるものを全て選択してください。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 相談対応の記録方法

○約半数のセンターがデジタル端末で記録・集計している一方、手書きで記録・集計しているセンターも約3割ある。

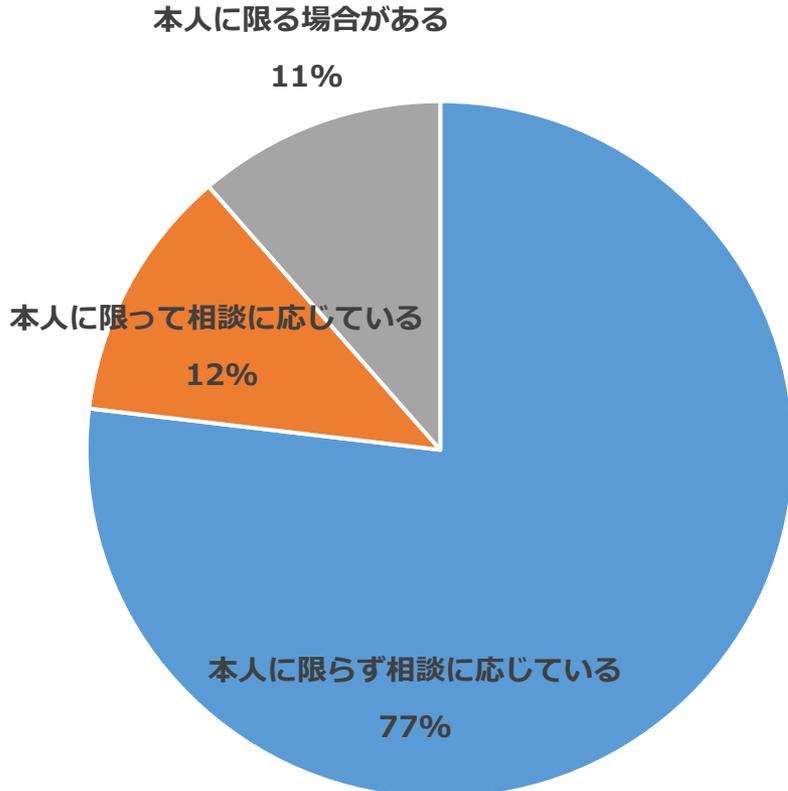


対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 当事者以外からの相談対応

○当事者本人以外からの相談に応じているセンターが7割以上ある。

Q：当事者本人からの相談に限らず、家族や友人、学校の教員等の当事者本人の関係者からの相談に対応していますか。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

## 【「本人に限って相談に応じている」の主な理由】

- ・ 本人の気持ちの整理を行うため
- ・ 事実関係を正確に把握するため
- ・ 加害者及びその関係者の可能性があるため
- ・ 親族等のなりすましや詐称により真の相談者に不利益が及ばないようにするため
- ・ 本人だけでは話ができない場合は、場合によって同席可能

等

## 【「本人に限る場合がある」の主な理由】

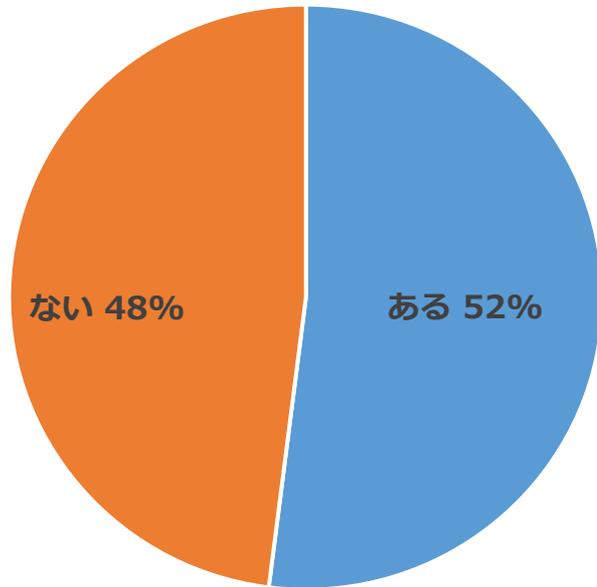
- ・ 本人の身元の安全を確認するため
- ・ DVや虐待では、本人を装って情報を聞き出す場合があるため
- ・ 被害を受けている場合は被害当事者に限っている
- ・ 法律相談は本人でないと分からないため
- ・ 本人以外では適切な対応がとれるかわからないため
- ・ 専門相談（法律相談、心の相談）については利益相反の確認が必要
- ・ 心療内科等に通院中の場合に本人が主治医の許可を得ている場合のみ受付が可能
- ・ 支援措置や証明書発行等のため

等

# 相談員のための相談対応マニュアル

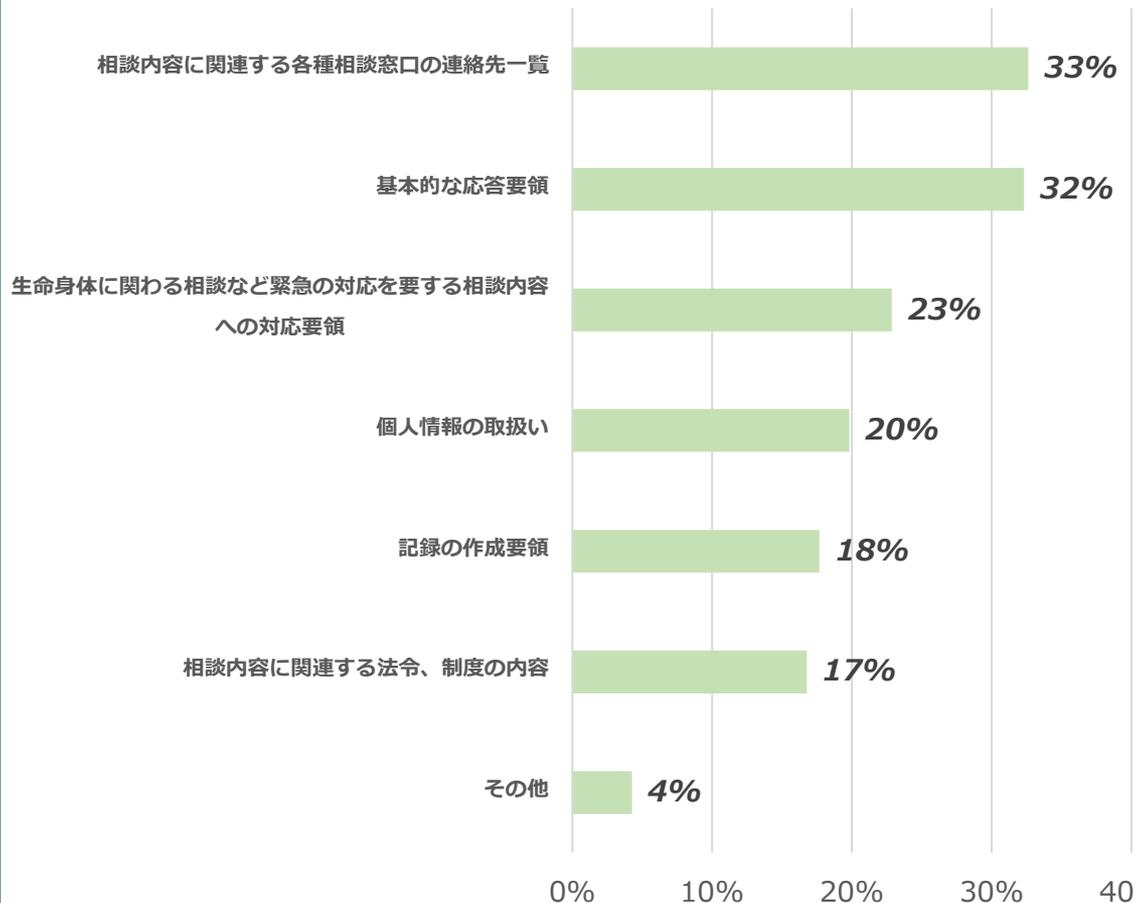
○相談員のためのマニュアルがあるセンターは約半数である。

Q：相談員のためのマニュアルについて、当てはまるものを選択してください。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

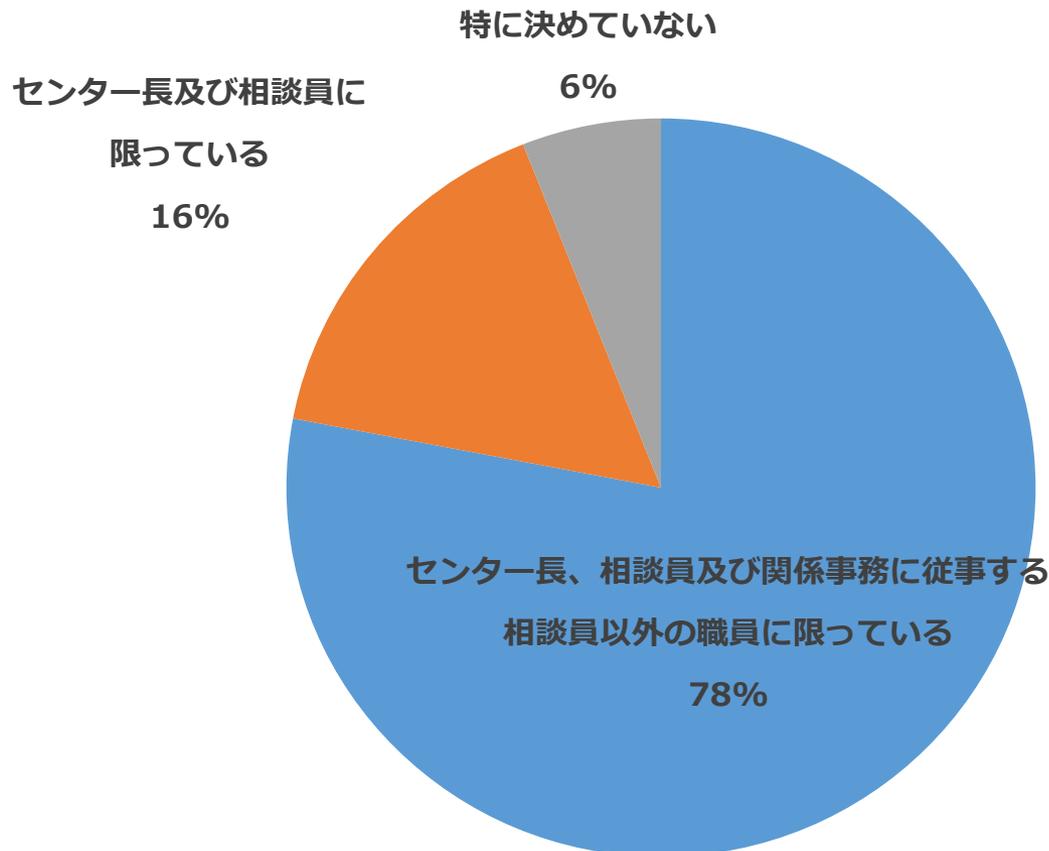
Q:マニュアルに記載されているものとして当てはまるものを全て選択してください。



# 相談における個人情報の取扱い

○ほとんどのセンターが相談における個人情報の取扱いについて制限を設けている。

Q:相談者及び相談内容に関する情報の共有範囲について当てはまるものを選択してください。

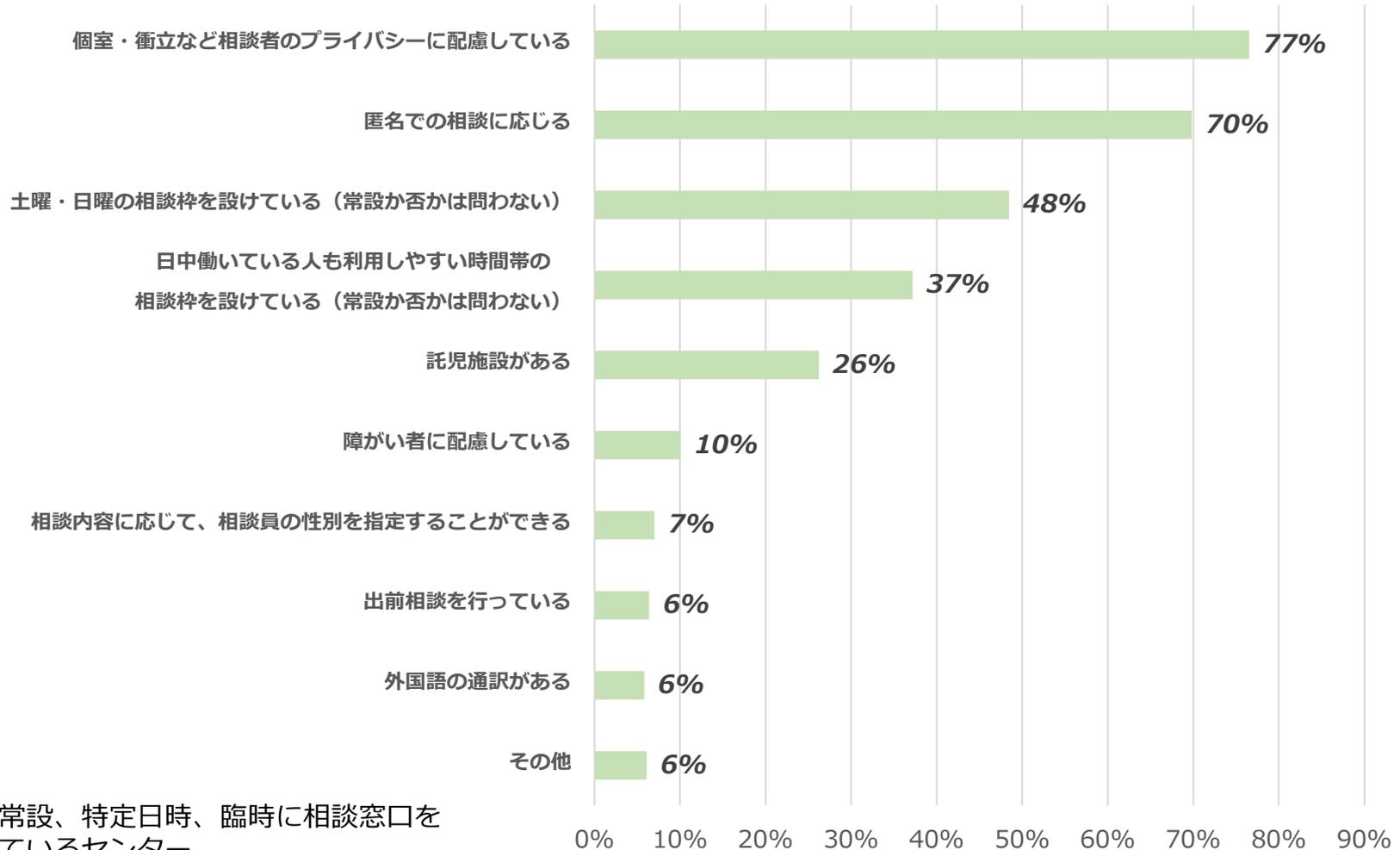


対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 相談環境の整備状況

- 7～8割のセンターが個室や匿名で応じる等、相談者のプライバシーに配慮している。
- 4～5割のセンターが土日や日中以外の時間帯の相談枠を設けている。
- 2割以上のセンターが託児施設を併設し、相談中に子どもを預けることができるようにしている。

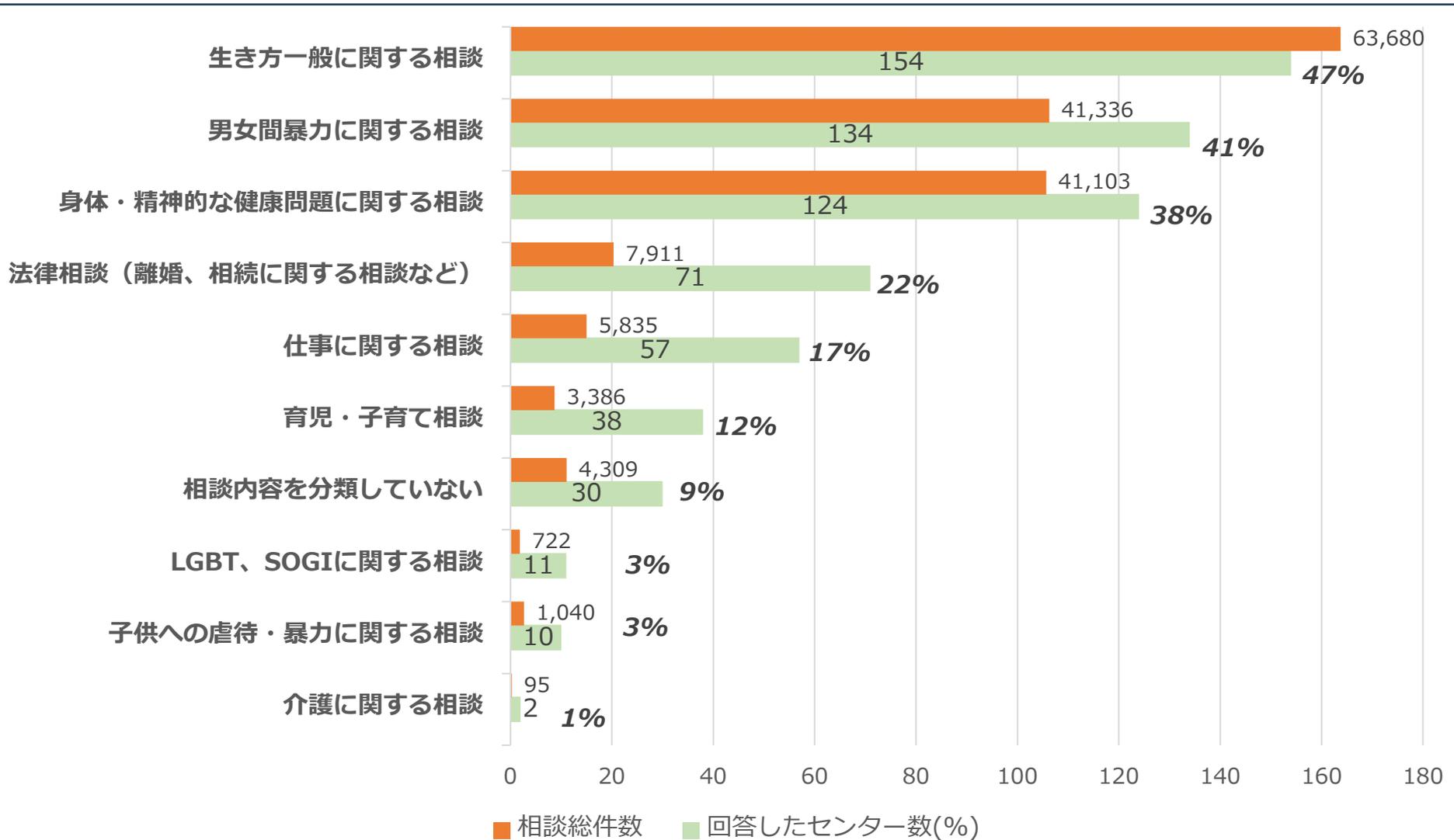
Q:相談者が相談をしやすくするための工夫について、当てはまるものを全て選択してください。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 件数の多い相談内容（令和4年度）

○約4割のセンターが男女間暴力に関する相談や健康問題に関する相談を多々受けている。

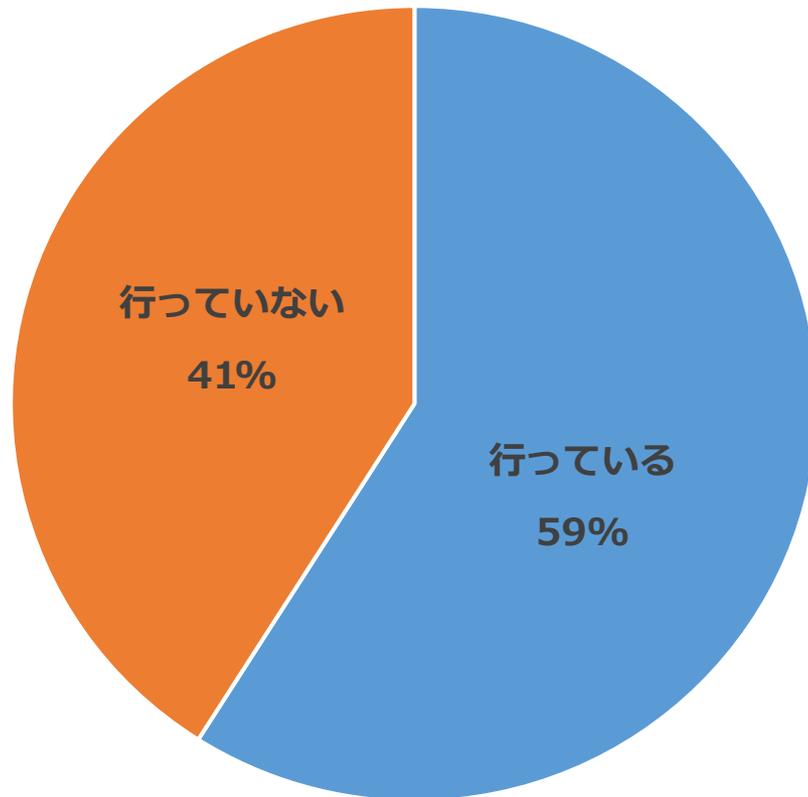


対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 相談員への研修

○相談員に対する研修を行っているセンターは約6割である。

Q：相談員に対する研修について当てはまるものを選択してください。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

## 【具体的な研修内容】

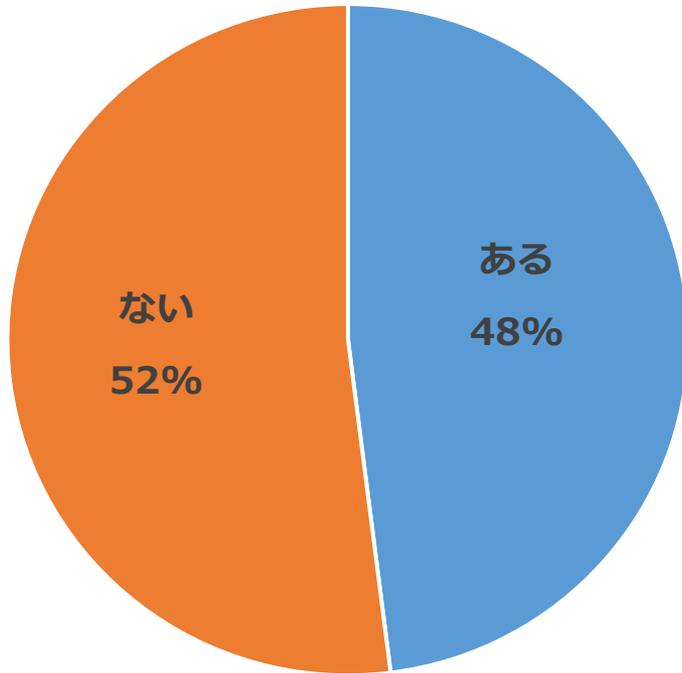
- 相談を受けた際の対応に関すること
  - ・事例検討
  - ・DV被害者支援専門研修
  - ・就労・子育て相談員対象研修
  - ・自殺防止対策・事例検討
  - ・女性のライフサポート
  - ・発達障がい支援、就労支援・自立支援
- 来所者や相談員の安全安心の確保に関するもの
  - ・加害者がセンターの受付に来所した時のシミュレーション
  - ・さすまたの扱い
  - ・相談員のセルフケア
- 制度・事務手続きに関するもの
  - ・個人情報の取扱
  - ・家庭裁判所手続き
- 人権や法律一般に関すること
  - ・人権に関すること
  - ・法律に関すること

等

# 相談における専門家との連携

○相談の対応について専門家と連携しているセンターは約半数である。

Q：個々の相談への対応について、定期的に専門家を交えて対応方針を検討したり情報共有を行ったりする機会がありますか。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

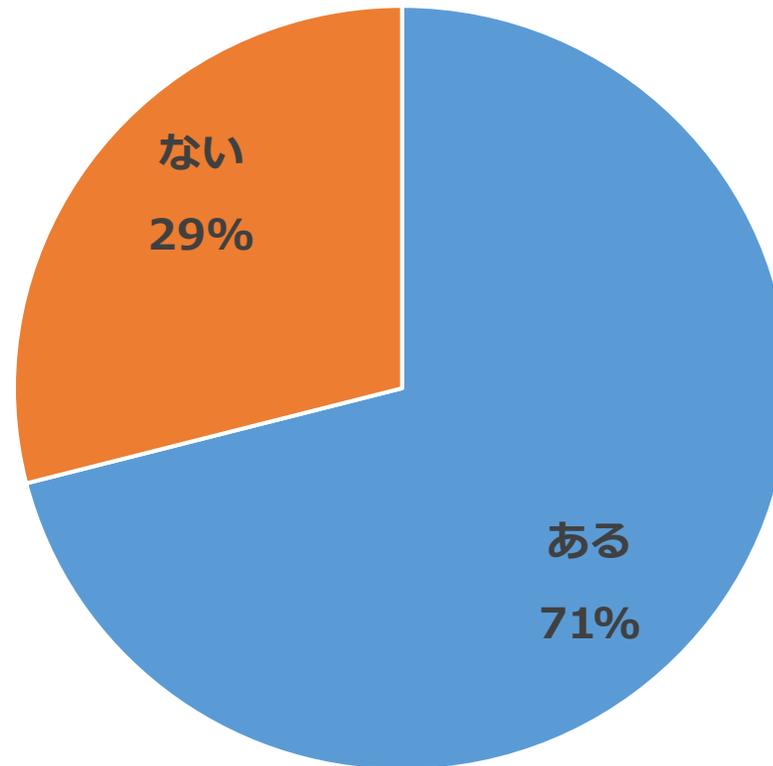
【「機会がある場合」助言を受けている専門家】

- ・ 婦人相談員
  - ・ 弁護士
  - ・ 公認心理師
  - ・ 大学教授（心理学、福祉関係等）
  - ・ 医師
  - ・ 臨床心理士
  - ・ 福祉関係者
  - ・ 教育関係者
  - ・ 警察
  - ・ 保健師
  - ・ 保育士
  - ・ 精神保健福祉士
  - ・ シニア産業カウンセラー
  - ・ 産業カウンセラー
  - ・ 女性問題カウンセラー
  - ・ キャリアカウンセラー
  - ・ ウイメンズカウンセラー
  - ・ フェミニストカウンセラー
  - ・ 24時間対応の相談窓口を実施している法人職員
- 等

# 相談におけるセンター内での情報共有

○相談の対応について、相談員同士で連携することがあるセンターが約7割ある。

Q:個々の相談への対応について、専門家を交えずに男女共同参画センターの相談員同士で定期的に対処方針を検討したり情報共有を行ったりする機会がありますか。

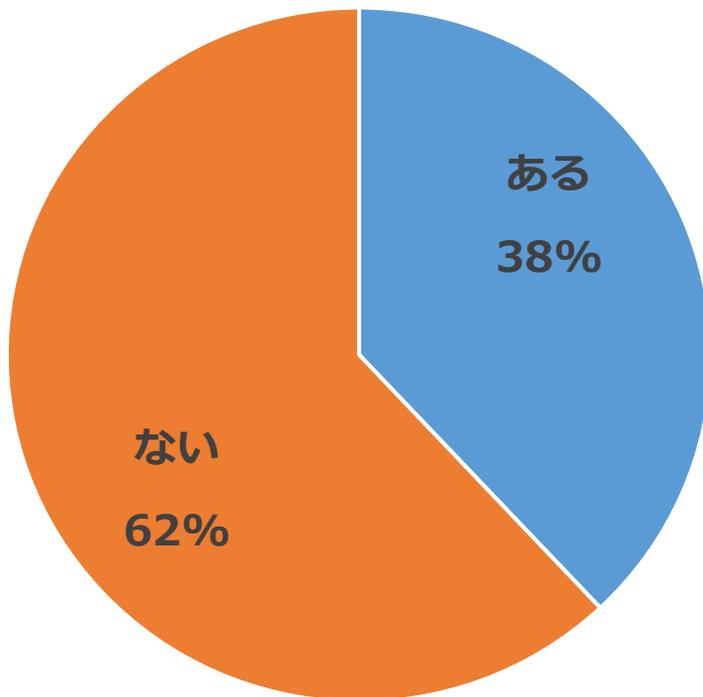


対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

# 相談内容を事業に反映する取組

○相談内容を事業に反映しているセンターは約4割である。

Q:相談の内容や傾向を踏まえ、事業・施策に反映する仕組みについて、当てはまるものを選択してください。



対象：常設、特定日時、臨時に相談窓口を開設しているセンター

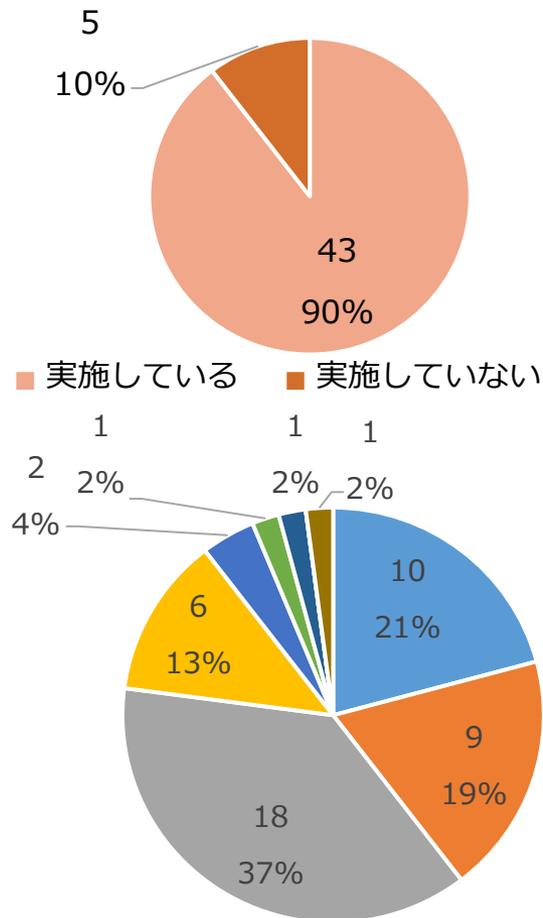
## 【相談内容の事業・施策への反映の仕組み】

- ・講座企画者と相談員を兼ねているため、相談の振り返り時などに情報共有を行い、事業に反映させている。
- ・県の事業に反映させている。  
（例）育休講座、起業講座など
- ・主訴別に相談件数をとりまとめており、その集計表を参考に事業内容について検討している。
- ・毎月の事例検討会に担当課職員も出席し、より具体的な内容から、最近の傾向等を把握して事業内容について検討している。
- ・相談の内容や傾向を、サポートグループのテーマ設定に反映している。
- ・相談員研修のテーマに反映している。
- ・広報（市報・HP）などで啓発内容を記載
- ・センターと本庁で相談内容をデータ管理し、情報共有している。
- ・市男女共同参画会議へ当該年度の重点施策としての提案している。
- ・男女共同参画計画に反映している。

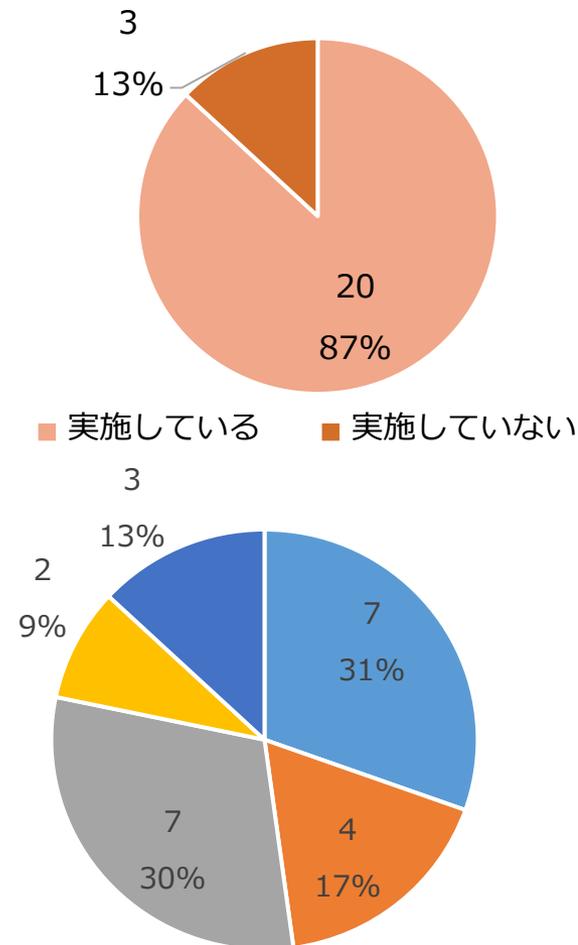
等

# 相談の事業予算額（都道府県、政令市）

都道府県



政令市



- 1. 予算無し
- 4. 500万円以上1000万円未満
- 7. 2000万円以上2500万円未満
- 10. 5000万円以上7000万円未満

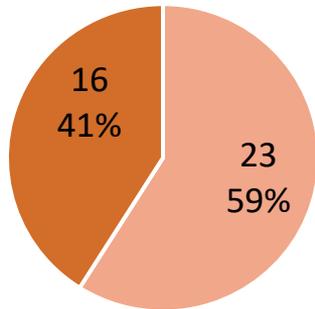
- 2. 100万円未満
- 5. 1000万円以上1500万円未満
- 8. 2500万円以上3000万円未満

- 3. 100万円以上500万円未満
- 6. 1500万円以上2000万円未満
- 9. 3000万円以上5000万円未満

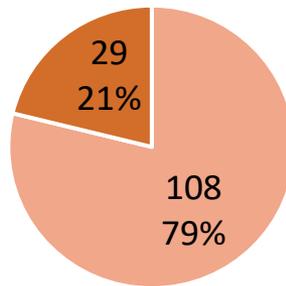
# 相談の事業予算額（市区町村）

## 市区町村

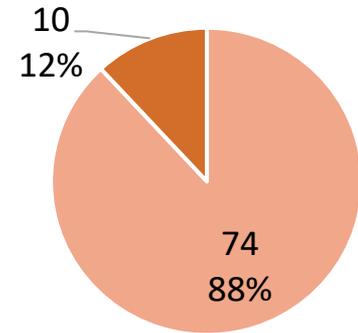
人口5万人未満



人口5万人以上  
20万人未満



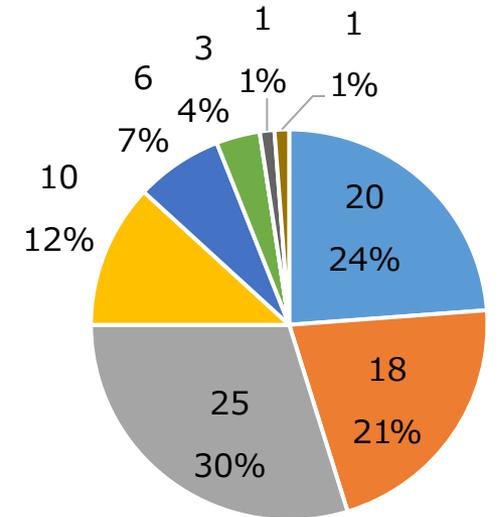
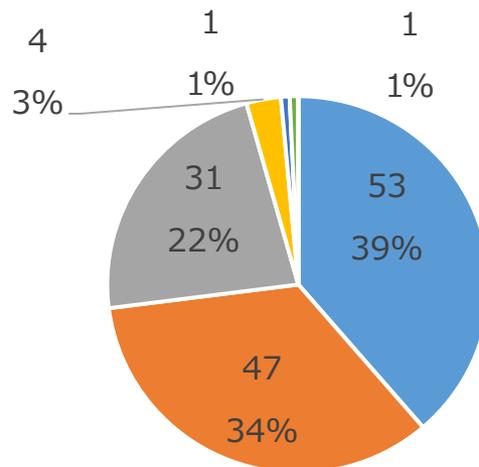
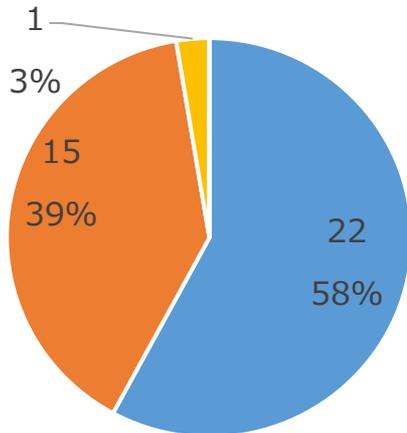
人口20万人以上



■ 実施している ■ 実施していない

■ 実施している ■ 実施していない

■ 実施している ■ 実施していない



- 1. 予算無し
- 2. 100万円未満
- 3. 100万円以上500万円未満
- 4. 500万円以上1000万円未満
- 5. 1000万円以上1500万円未満
- 6. 1500万円以上2000万円未満
- 7. 2000万円以上2500万円未満
- 8. 2500万円以上3000万円未満